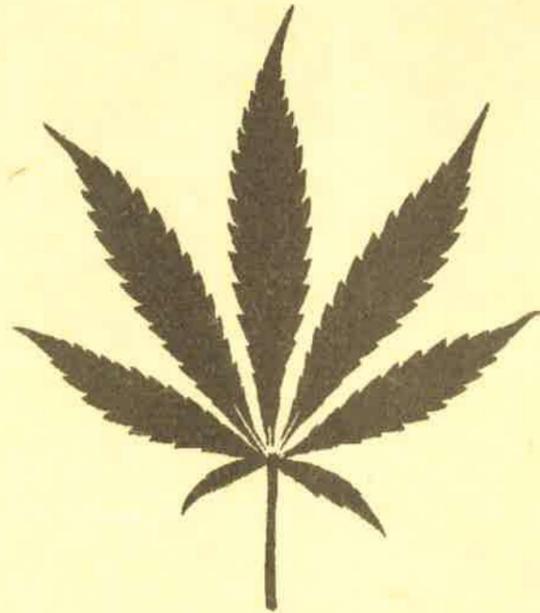


大麻取締法を問う

大麻とは何か？



What is "the ganja"

発行・監修 武蔵野共同法律事務所
制作・販売 有限会社 光生



※この紙はコウゾ、ミツマタ、麻から作られた和紙です。

大麻とは何か？

—大麻取締法を問う—



清水登之（1887年—1945年）
 栃木県生まれ。1906年中学を卒業し、翌年渡米、1912年シアトルでフォッコ・タグマに師事、さらにニューヨークに移りアート・ステューデント・リーグに入る。1927年帰国して第14回二科展に出品。1929年第16回二科展で梶牛賞、1930年第17回展で二科賞を受けた。しかし1930年二科会を退いて独立美術協会の創立に参加し会員となった。

産経新聞大阪本社刊 第80回記念二科回顧展より

大麻収穫 1929年第16回二科展

目次

訴状表紙	2
訴状目次	6
請求の趣旨	7
請求の原因	8
第一 原告ら	8
第二 NHKの大麻報道の問題点	8
第三 大麻は麻薬ではない	8
第四 大麻取締法の問題点	16
第五 ドイツにおける大麻解禁の流れ	21
第六 結論	21
問われる立法根拠 週刊法律新聞掲載	22
マリファナ解禁と大麻取締法 法学セミナー掲載論文	24
薬物使用と非犯罪化 法学セミナー掲載論文	30
大麻に有害性ない 週刊法律新聞掲載 第二東京弁護士会司法制度調査会意見書	36
大麻の研究（昭和12年出版）表紙	37
目次	42
麻の分布図	45
巻末に添えて・奥付	46
お正月を迎える 神宮司庁 神社本庁 全国神社総代会発行	47
第一回アムステルダム・マリファナ解禁国際会議報告 月刊「プレイボーイ」掲載	48
あとがき	56

※本文使用の紙はケシ（シラネ）100%の非木材紙を使用しています。

東京地裁 平成5年 第5号 第5号

訴状

東京地方裁判所 御中

平成八年九月二〇日

事件名

損害賠償等請求事件

受付印

原告

千三九九一八六

長野県北安曇郡池田町大字池田四二七三

桂川直文

原告

千一五四

東京都世田谷区若林四一二四一二

沢田祐輔

原告	原告	原告	原告
千一八五	千三四三	千一九一	千二四〇一〇一
東京都国分寺市南町三一一八一八	埼玉県越谷市南荻島三三七四一四	東京都日野市程久保八二〇 東京都多摩更生園公舎二一二〇一	神奈川県三浦郡葉山町長柄一六四二一七六
丸井英弘	藤井弘泰	沼倉英晶	浅田泰

訴訟物の 価額	95万円	被 告
印紙額	8200円	〒一五〇
予納郵券	6400円	東京都渋谷区神南二丁目二番一号 日本放送協会
		代表者会長 川 口 幹 夫

代理人	同 藤井 弘泰	同 沼倉 英晶	同 浅田 英泰	同 沢田 祐輔	原告 桂川 直文
	〒一五〇	〒一五〇	〒一〇七	〒一八五	〒一八五
	東京都渋谷区東二丁目二番一三 シャトレー渋谷七〇二 弁護士 千 川 健 一	東京都港区南青山二丁目二番一三五 青山KKビル六階 弁護士 加 城 千 波	東京都国分寺市南町三丁目一八八 武蔵野共同法律事務所 弁護士 丸 井 英 弘		
	FAXTEL 〇三―三四七九―四〇一五	FAXTEL 〇三―三七九七―三一二一	FAXTEL 〇四―二三―二五―一二二四		

● 訴 状 ●

第一、原告ら

第二、NHKの大麻報道の問題点

第三、大麻は麻薬ではない

- 一、大麻の作用に関する研究報告
- 二、大麻の心身に対する作用とその無害性
- 三、大麻の安全性について
- 四、大麻の有益性について

第四、大麻取締法の問題点

- 一、大麻取締法の根本的問題点と日本人のアイデンティティ
- 二、犯罪とは何か。大麻の取扱いは果たして刑事罰で取締るべきものなのか
- 三、大麻取締法は憲法第一三条（幸福追求権）・第一四条（平等権）・第一九条（思想・良心の自由）・第二一条（表現の自由）・第三一条（適正手続の保障）・第三六条（残虐な刑罰の禁止）に違反し無効である
- 四、大麻取締法は、信教の自由に対する不必要な制約を強いるものであるから、憲法第二〇条に違反し、無効である
- 五、大麻取締法は大麻の栽培に対し、不合理な制約を強いるものであるから、憲法第二一条第一項（職業選択の自由）に違反し、無効である
- 六、大麻取締法第四四号・第二五条の違憲性について
- 七、可罰的違法性の不存在

第五、ドイツにおける大麻の解禁の流れ

第六、結論

請求の趣旨

- 一、被告は、原告らに対し、別紙誓約書を交付せよ。
 - 二、訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

誓約書

NHKが、一九九六年三月二七日午後九時三〇分から三〇分間にわたって報道した「若者に広がる大麻汚染」と題する番組は、表題そのものが大麻汚染という言葉を使い、また番組の中でも大麻が麻薬であるとの見解にたつて報道しております。しかしながら、大麻は、古来から我が国を始め世界中で繊維用、紙用、食用、薬用、燃料用等に使用されてきた人類にとって貴重な植物である麻のことであり、麻薬ではなくまた汚染と評価される有害なものでもありません。したがって、前記の「若者に広がる大麻汚染」と題する番組は、大麻について、無害論や有益論があるのにもかかわらず、一方的に有害論の立場にたつて報道したものであり、放送法第三条の二一・二二・二三「報道は真実をまげないですること」、放送法第四条一項三号「我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」および放送法第一条二号「放送の普遍不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」に各違反しております。

さらに、右番組では、大麻輸入事件において、未だ捜査及び判決前の段階であるのに「大麻約一、三トンを暴力団が輸入した」と断定して報道しました。この様な断定的報道は、「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の原則に違反するものであり、憲法第三一条（法定の手続の保障）や憲法第三二条（裁判を受ける権利）に違反し、また放送法第一条二号、同法三条の二一・二二・二三・四号にも違反するものであります。

NHKとしては、放送法第二条の二一・二二・二三・四号、同法第四条一項三号、同法第一条二号、同法第四条一項・二項、憲法第三二条、同法三二条に従い、出来る限り早急に大麻について正確な情報の提供ができる番組を貴殿らの参加の下に制作することを誓約致します。

日本放送協会会長

原告 桂川直文殿
原告 沢田祐輔殿
原告 浅田 泰殿
原告 沼倉英晶殿
原告 藤井弘泰殿
原告 丸井英弘殿

請求の原因

第一 原告ら

原告桂川直文は、一九九三年に「麻を復権する会」を結成して大麻の有用性と大麻取締法の撤廃を社会に訴えているものである。原告沢田祐輔は、精神の自由の観点から大麻の有用性を主張する論文「大麻の歴史」をスタジオ・ボイスV.O.L. 一四五一九九六年五月号で発表している。

原告浅田泰、同沼倉真晶、同藤井弘泰は被告と受信契約を締結している被告の視聴者である。

原告丸井英弘は、一九七四年から弁護士登録をして、一九七五年から現在に至るまで大麻の無害論及び有益論に基づいて、大麻取締法違反事件の弁護をしてきたものである。大麻に関する著作物としては大麻の無害性及び有用性を指示する立場に立って、次の著作物を発表している。「マリファナ解禁と大麻取締法」法学セミナー一九八〇年七月号、「薬物使用と非犯罪化」法学セミナー一九八〇年二月号、「マリファナ解禁をはばむもの」マリファナ・ナウ」第三巻一九八一年発行、「法律家として大麻取締法を考へる」マリファナ・X」第三巻一九九五年発行

第二 NHKの大麻報道の問題点

一 被告は、NHK総合テレビにおいて、一九九六年三月二十七日午後九時三〇分から三〇分間にわたって「若者に広がる大麻汚染」と題する番組を報道した。

二 右番組は、表題そのものが大麻汚染という言葉を使い、また番組の中でも大麻が麻薬であるとの見解にたつて報道している。しかしながら、以下に述べる様に、大麻は古来から我が国を始め世界中で繊維用、紙用、薬用、燃料用等に使用されてきた人類にとって貴重な植物である麻のことであり、麻薬ではなくまた汚染と評価される有害なものではない。したがって、前記の「若者にひろがる大麻汚染」と題する番組は、大麻について、無害論や有益論があるにもかかわらず、一方的に有害論の立場にたつて報道したものであり、放送法第三

条の二 一項三号「放送は真実を曲げないですること」、放送法第三

条の二 一項四号「意見が対立している問題については、出来る限り多くの角度から論点を明らかにすること」放送法第四四一条三三三「我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようによりすること」及び放送法第一一条二「放送の不偏不党・真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」に各違反している。

三 さらに、右番組では、大麻輸入事件において、未だ捜査及び判決前の段階であるのに「大麻約一、三トンを暴力団が輸入した」と断定して報道している。この様な断定的報道は、「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の原則に違反するものであり、憲法第三二条「法定の手続の保障」や憲法第三二条（裁判を受ける権利）に違反し、また放送法第一一条二、同法三三三の二 一項三号、四号にも違反するものである。

四 原告桂川直文、同沢田祐輔、同丸井英弘は大麻の有益性と大麻使用および栽培の自由を各々の立場に立って訴えているものであるが、本件番組は一方的に有害論の立場にたつて報道したものであり、原告らの大麻に対する見解の信用性及び名誉（すなわち人格権）を傷つけたものである。

五 原告浅田泰、同沼倉真晶、同藤井弘泰は被告との受信契約に基づいて、被告に対し放送法第三三三の二 一項三号、四号、同法四四一条一項三三三、同法第一一条二、憲法第三二条、同法第三三三の二 一項三号に各違反する番組の訂正を求める権利を有するものである。

六 原告らは被告に対し、放送法第四四一条二 一項にもとずいて右番組を訂正する放送を求める権利を有するものである。

第三 大麻は麻薬ではない

本件番組で大麻は麻薬であると断定されているが、事実上反するものである。

麻薬という言葉は、一九二四年（大正四年）にジュネーブで締結されたアヘン条約の批准に伴い、国内法令としての内務省例七号「麻薬取締規則」が昭和五年に制定された際にできた言葉であって当時業界紙で麻薬とは何だと騒がれたそうである。当時日本

用は実際上有害な結果を全く伴わないという結論に達した。中には特異体質が原因で、過量の使用ですら有害になる例外的なケースもあるかもしれない。恐らく例外的な過敏者の場合、いかなる物の使用も有害でないとはいえないのだ。また特別に厳しい風土や激しい労働と長時間太陽にさらされているような環境においては、人々が有益な効果を大麻の習慣的な使用のためにだと考えているケースも数多くあり、この一般の考えが事実に基づいたある根拠を持つていることを示す証拠がある。一般的に言って委員会の見解では、大麻の

過度の使用はどんな種類の身体的な害の原因ともならない。しかし、過度に使用すれば害を生じさせる。他の陶酔物のケースについてと同様、過度の使用は体質を弱める傾向があり、また使用者をより病気にかけやすくなる。かなりの証人達によつて、大麻が原因だとされている特定の病気についても、過度の使用によつてもせんそくを生じさせないことがわかった。ただし、前述したように、体質を弱めることによつて間接的に赤痢を生じさせるかもしれない。そしてまた、主に煙を吸込む行為によつて気管支炎を生じさせるといふこともあるかもしれない。

精神的影響

大麻の精神的影響と言われているものに関して、委員会は、大麻の過度の使用は精神に有害な影響を与えないという結論に達した。ただし、特に著しい神経過敏な特異体質のケースでは、過度な使用の場合でも精神的損傷がもたらされることはある。というのは、このようなケースでは、ごくわずかの精神的刺激や興奮がそのような影響を及ぼすことがあるからだ。しかしこれらの極めて例外的なケースを別にして、大麻の過度な使用は精神的な損傷をもたらさない。これは過度の使用の場合とは異なっている。過度の使用は精神的な不安定の兆しを示し、それを強化する。

倫理的影響

大麻の倫理的影響に関する委員会の見解によると、その過度の使用はいかなる倫理的損傷もたらさない。使用者の人格に有害な影響を与えたと信じるに足る妥当な根拠は存在

は問題になつていたのは、アヘン（その原料はケシ）、ヘロイン等のアヘン系薬物であり、「アヘン類似品」「麻酔薬」「危険薬品」という名称も使われていたのであって、「麻薬」という言葉は「麻酔薬」からでてきたものと思われる。つまり「麻酔薬」の「麻」は「麻酔薬」の「麻」であり、「大麻」の「麻」は「アサ」のことであつて両者は何の関係もないのである。麻薬および向精神薬取締法第一一条の麻薬の定義からしても大麻は麻薬ではない。

さらに麻薬の薬理学的定義からしても、大麻は麻薬ではない。麻薬を薬理学的に定義すれば次の様にいえるであろう。「強い精神のおよび肉体的依存と使用量を増加する耐性傾向があつて、その使用を中止すると禁断症状が起り、精神及び身体に障害を与え、さらには種々の犯罪を誘発する様な薬物」しかしながら、大麻は以下に述べる研究報告から明らか様な様に薬理的にも社会的にも右の様に言われる麻薬では決してなく、また汚染と評価される有害なものではない。

一 大麻の作用に関する研究報告

(1) ラ・ガーディア報告

一九三八年九月三日ニューヨーク市における大麻問題について、当時の市長フィヨレロ・ラ・ガーディアが、ニューヨーク医学アカデミーに対して、ニューヨーク市における大麻問題について科学的、ならびに社会的な研究を置くよう、要請した。そこで、薬理学・心理学・社会学・生理学などの権威者たち二〇人が参加して「ラ・ガーディア委員会」が作られ、さらに警官六人が常勤者としてこれを助けて、系統的な大麻研究がおこなわれた。そして、一九四〇年四月から四年にかけての研究の結果が一九四四年に発表された。そこでは、次のような結論が出されている。

- ① 大麻常用者は、親しみやすく、社交的な性格であり、攻撃的とか、好戦的には見えないのが普通である。
- ② 罪と大麻使用との間には、直接の相関関係がない。
- ③ 性欲を特別に高めるような興奮作用はない。
- ④ 大麻喫煙を突然中止しても、禁断症状を起さない。
- ⑤ 嗜癖を起さず薬ではない。
- ⑥ 数年に渡つて大麻を常用しても、精神的・肉体的に機能が落

しない。他方で過度の消費は、倫理的な弱さや墮落の兆しを示し、強める。

討議

この被験者を全体的に観察してみると、通常これらの薬物の使用は度を過すことはなく、極端な使用は比較的少ないということを加えておくべきだろう。実際上、過度な使用は有害な結果を生み出すことは全くない。最も例外的な場合を除けば、過度な使用を常習的に続けても悪影響が出るということとは認められない。

過度に使用した場合でも、はつきりした悪影響が認められない場合が多くあるが、そうした使用はかなり危険だということをやはり認識すべきだろう。しかし、過度の使用が引き起す悪影響はほぼ例外なく使用者自身に限られており、社会に対する影響を認識することはほとんどできない。大麻の影響を観察することがほとんどできなかったということが、今回の調査の最もはつきりした特色である。社会の各層から選ばれた人達の多くが大麻の影響を見たことが全くないと証言していること、そうした影響をきちんと説明できるほど記憶がはつきりしている者の数が非常に少ないこと、影響が認められるといわれたケースを調べてみると、直ちにそうでないことが判る場合が非常に多いこと、これらの事実を総合してみると大麻が社会に及ぼす影響はほとんどなかったということをもはつきりと示している。

更に、大麻の管理政策のあり方について、次のような貴重な提言をしている。

「インド大麻薬物委員会は、薬物規制政策における政府の役割に関して、哲学的または倫理的観点からの考察をふまえて、正面から取り組んだ。そして、薬物取締法は、警察取締り法として位置づけられ、その実施の可能性と個人及び社会への影響という観点から考察された。ある著名な歴史家（脚注：J・A・フロウドの英国史、第二版、第一章五七ページ）は「いかなる法も、一般大衆の実用レベルの上にあつては何ら役にたたず、そうした法律が人間生活の中に入り込めば入り込むほど、違反の機会が増える」と述べている。こ

身体的影響

身体的影響に関して言えば、委員会は、大麻の適量の使

うした表現が封建制度下の英国で真実であるならば、今日の英領インドにおいては更に真実となる。この国の政府は内なる勢力からうまれたものではなく、上から与えられたものであって、こうした父子主義に基づく政治制度は、世論が形成される過程や国民のニーズが年々はつきりと表されるようになってくると、全く観念的なものになってしまう。父子主義は一六世紀の英国や、インドのある地方における併合直後の初期の開発段階においてはふさわしいものであったといえるだろう。もちろんインドの立法府においても、幼児殺しやヒンズーの寡婦を火あぶりにする習慣に関する法律に見られるように、一般的には受入れられない倫理基準を時として予想することがあっただろう。しかし、こうした法案は、政府の影響力の及ぶ事情において倫理に関する一般の考え方をどうしても変えなければならぬという感覚と、時間の経過とともにこうした法案が社会の知識人から同意を得られるという確信から議案を通過してしまつた。ミルはその「政治経済学」の中の一章で干渉の原則を論じているが、それによると政府の干渉には二つのタイプがあるという。即ち、権力による干渉と勧告または情報の公表による干渉である。前者のタイプの干渉については、次のような所見が述べられた。即ち、「権力による干渉は、もう一方のそれと比べて合法的行為の範囲が非常に限られていることは、一見して明らかだ。如何なる場合においても、権力による干渉はそれを正当化する必要性が権力によらない干渉に比べより強くあるし、また人間生活においてはそうした干渉を絶対的に排除しなければならぬところが多くある。社会の団結に関していかなる理論を取ろうと、またどんな政治制度のもとで生活しようとも、いかなる政府も、それが超人的存在のものであれ、選ばれた者のものであれ、一般人のものであれ、絶対に踏込んでほしくない部分がある一人一人のまわりに存在する。思慮分別ができる年齢に達した人間の生活には、いかなる個人または集団からも支配されない部分がある。人間の自由や尊厳に全然敬意を払わない者が投げかける疑問などを相手にしない部分がある人間の存在の中にはあり、またなければならぬ。要は、

どこにそうした制限を置くかということだ。自由に確保されるべき領域は、人間生活のどれほど広い分野を占めるべきなのか。その領域は、個人の内面であれ外面であれ、その人の人生にかかわる全ての分野を含み、個人への影響は、規範や倫理的影響を通してのみにするべきだ、と私は理解している。特に内的意識の領域、つまり思考・感情・ものの善悪・望ましいものと軽蔑するものに対する価値観に関しては、それを法的強制力が単に事実上の手段によるかは別にして、他者に押し付けられない、という原則が大切だと私は思う。そして例外的に他者の内的意識や行動を規制する場合には、立証責任は常に規制を主張する側にある。また個人の自由は法律が介入することを正当化する事実、単なる推定上のものであつてはならない。自分がやりたいと考えていることが押えられたい、何が望ましいのかという自分の判断と逆の行動をとることを強いられたりすることは、面倒なことだけではなく、人間の肉体または精神の機能の発達を、感覚的あるいは実際的な部分にかかわらず、常に停止させる傾向がある。各個人の良心が法的規制から自由にならなければ、それは多かれすくなかれ奴隷制度への墮落に荷担することになる。絶対に必要なもの以外の規制は、それを正当化することはほとんどない」この言及を長々と引用した理由は、この見解が、政府が大麻薬物を強権をもって禁止すべきか否かを決定するための指導原則をはつきりと説明していると、本委員会が信するからである。」

原告らも、大麻規制のあり方としては、このインド大麻薬物委員会つまり、ミルの見解は、日本国憲法の基本精神と同じであり、それを具体的に表現したのが、第三条の幸福追及権であると考えている。なお、インド大麻薬物委員会は、薬物（具体的には、大麻のことであるが）の使用を警況と位置付けているが、この警況という意味は、精神的幸福感という意味である。

したがって、大麻規制のあり方としては、ミルのいう政府の干渉の二つのタイプのうち、強制的な権力による干渉ではなく、勧告または、情報の公開という方法が、日本国憲法

シェイファを委員長とする大麻と薬物の乱用に関する委員会を設置した。この委員会は、保守派といわれる三人の委員

によって、構成されており、一年に及ぶ調査の後、一九七二年三月に「マリファナ：誤解の兆し」と題するレポートを発表し、更に一九七三年には、最初のレポートと結論を同じくする最終報告を提出した。この報告の結論であるが、生田典久氏が、ジュリストのN.O. 六五四の四二一四三頁で、次のように簡潔にまとめられている。

- ①大麻には、耽溺性がない。
- ②大麻使用と犯罪またはその他の反社会的行動との関連性はな
- ③大麻使用は、ヘロインなど危険な薬物への足掛かりにもならない。
- ④長期間の大麻常用者には、ある程度の耐性が生じることがあり得るが、その程度は、煙草以上のものではない。
- ⑤大麻の使用も大麻自体も公衆の安全に対して、危険な存在を成しているとはいえない。

二 大麻の心身に対する作用とその無害性

(1) 大麻の「有害」な作用として、従来考えられてきたのは次の九項目である。

- ①踏み石理論——大麻の味を覚えると、次に覚醒剤や麻薬を使いたくなるから、大麻は麻薬依存の原因になる。
- ②催奇形——奇形児が生まれる。
- ③暴力的になる。
- ④犯罪の原因になる。
- ⑤耐性が上がる。——使用量を次第に増やさない、きかなく
- ⑥身体的依存性がある。——使用を急に中止すると痙攣などを
- ⑦精神的依存性がある。——使用したいという気持ちが強くなり、やめるといらいらしたり、集中できなくなったりする。
- ⑧慢性使用により無気力症状がおきる。
- ⑨精神異常がおきる。

右のうち、①から⑥及び⑧は、現在までの研究で完全に

否定されている。

⑦の精神的依存性は、アルコール、タバコ、コーヒー、パチンコなどにも見られるものであり、またその程度も低度であつて「有害」と言えるようなものではまったくない。⑨の精神異常として考えられるのは、a 恐慌反応（急性不安反応）ないし急性中毒性反応、b 精神病誘発、c フラッシュバックの三種類であるが以下その内容について検討をする。

a 恐慌反応（急性不安反応）は、大麻使用の経験のない者が始めて使用した時でかつ例えば、警察に逮捕されるのではないかという様な不安感がある場合に起こることがある心理作用であり、大麻自体の作用ではない。

急性中毒性反応は、非常に大量の大麻を一気に吸入した時に特異体質の人が示す状態であつて、錯乱、興奮、不安、恐慌状態などがまともに起るとする見解がある。しかし、これは、大麻独特の反応ではなく、薬物を大量に服用すれば、アルコールはもちろんのことアスピリンその他のありふれた薬でも似た反応を起こすことがある。

恐慌反応ないしパッドトリップが大麻によるものではなく社会的に引き起こされたものであることについて、アンドリュー・ワイル氏もその著「ナチュラール・マインド」の五八頁一六一頁で次の様に述べている。

「このドラッグも恐慌反応の引き金となりうるが薬理的には大した根拠はないと思われ。つまり、恐慌反応はドラッグのもたらす直接的な結果ではなく、むしろドラッグの作用にたいするその人の感じ方への反応である。ドラッグをはじめて使用する者とかドラッグ・サブカルチャーには縁遠い者のほうが、恐慌反応を起こしやすい。さらに恐慌反応が最も起りやすいのは、ドラッグの使用がまだ定着していない環境においてである。あるグループが同じセッティングで同じドラッグを同量摂取しても、そのうちのひとりだけが恐慌状態におちいることがよくある。これらの手がかりが示すように、個人のセットが恐慌反応の重要なファクターである。」

「恐慌反応のメカニズムは興味深い。ドラッグにたいして最初に抱いた不安感（ふつうは意識的なものである）のため

の趣旨に合致するのであり、現行の懲役刑という大麻の規制方法は、国民の幸福追求権を否定し、更には、自由な精神のありかたすなわち、思想、良心の自由を否定するものである。(3) WHOのレポート (N.O. 四七八、一九七一年)

このレポートは、一九七〇年二月八日から二四日まで十一人の世界的な専門家が討議のうえ作成したものである。そこでは、大麻の作用について、次のように報告されている。

- ①大麻を使っていると、それが飛び石になって、ヘロインその他の薬の中毒に移っていくという説（踏み石理論）は、確かでない。なお、この踏み石理論は、アメリカで、禁酒法時代に、アルコールを取り締まる根拠として、つまり、アルコールが、ヘロインなどの薬物中毒の原因になるとして、主張された理論である。
- ②奇形の発生はない。
- ③凶暴な衝動的行動は、稀である。
- ④犯罪と大麻の因果関係は、立証されていない。
- ⑤耐性の上昇、すなわち、同じ効果を得るのに必要な使用量の上昇は、ほとんど見られない。
- ⑥身体的依存すなわち、その使用を止めると、汗が出るなどの禁断症状はない。
- ⑦多くの常用者には、精神的依存が見られる。しかし、この精神的依存ということとは、例えば、珈琲や煙草、お酒、さらには、お菓子が好きな人が、また、飲みたいたいとか、食べたいたいと感じる気持ちのことであつて、大麻だけの特徴ではないし、格別、刑事罰を持って規制しなければならない作用ではない。かりに、この精神的依存性が、刑罰を科する根拠にされることがあれば、例えば、ご飯が好きな人は、ご飯に精神的に依存しているということになり、ご飯禁止法を作らなければならぬことになってしまうのであり、この考えが、極めて不合理なことは、明らかである。（小林司氏「心に働く薬たち」一八〇—一八一頁参照）

(4) 大麻と薬物の乱用に関する全米委員会報告

ニクソン大統領は、一九七一年に前年に議会を通過した薬物規制法に基づき前ペンシルベニア州知事のロイヤルド

に、自分の知覚体験を死にかけているとか、あるいはもつと一般的には、発狂しかけているのだと解釈してしまう。そこで、自分のそういう状態についてほかの者に不安感をおぼえさせるような行動をとり、ついでこの集団の不安感によって自分の不安感をいっそうつものらせてしまう。」

「ドラッグで恐慌反応を起したところのある者はかならずと言ってよいほど、恐慌に襲われるのがわかつたど、あとで述べたというわけである。これは、ドラッグにかざらず、何にたいする恐慌反応にも言えることである。事実、重要なのは、ドラッグが恐慌反応の引き金になるということではなく（新しい経験は何でも恐慌反応を引き起こす原因となりうるからである）、人を恐慌状態におとしめるものはさまざまだということである。恐慌状態におちいりやすい者は、ある特定の状況のもとで感じる不安を抑制しようとせずに、その不安感を自分で認め、他人にたいしても隠さないようにすることによって、それを防ぐことができる。さらに、はじめにドラッグを体験するときは、セッティングに充分な注意を払うべきである。心の支えになるようなセッティングであれば、恐慌状態にはおちいらないものである。」

b 精神病誘発は、ブロンバークの調査、ラ・ガティア調査などで否定されているし（グリーン・スプーン著「マリファナ」別冊サイエンス心理学特集「不安の分析」日本経済新聞社発行 五九頁）、全米委員会報告、さらにはアメリカ教育福祉省の一九八〇年報告でも大麻使用が精神病の原因になるとして証明はないとしている。

c フラッシュバックは、大麻を服用しなくとも、服用したのと同様の精神状態が再現されることである。このこと自体は特に「有害」な作用ではないし、また、大麻だけにおこる作用ではなく、一種の心理反応である。

以上のように、従来大麻の「有害な作用」と考えられてきたものは、今日では大部分否定され、一部肯定されるものも、大麻自体の作用とはいいがたく、また、その程度も刑事罰をもって規制する程の重篤なものではないことが明らかに

なっている。

(2) 大麻の向精神作用と変性意識状態について

大麻による向精神作用を精神異常と表現し、それを精神病症状と同義語に評価している可能性がある。大麻の向精神作用による意識の状態は、心理学でいう変性意識状態の一つであるので変性意識状態という表現の方が適切であると思われる。

変性意識状態とは、スポーツや読書、芸術活動、恋愛状態など物事に集中している時や瞑想状態、さらにはアルコールなどに酔っている時の状態など通常の意識状態(OSC)というOrdinary States of Consciousness)とは変った意識の状態(ASC)というAltered States of Consciousness)のことである(井村宏次著「製薬のサイ・テクノロジ―」上)日本教文社刊「精神科学」昭和六〇年五月号二四頁―二九頁。

そして井村宏次氏はその書「サイ・テクノロジ―」三二―三三頁(工作舎刊)で次の様に述べている。

「次に重要な点は以下の三点である。(一)ASCには多くの種類(様相)がある。(二)通常OSCが正常で、ASCの状態が意識の異常な状態であるとする見方はあたらぬ。ふたつは平等に重要な人間意識の次元だ。

(三)意識というものは、OSCであれASCであれ、その意識状態に応じて意識(作用)を生みだしている構成因群(ターゲット)をそれを下位系とよぶ)全体に変化が生じている。

これは私の表現であるが、意識とは波のようなものだ。表面相はさまざまに変化する―ないでいるとき、ゆるやかにたゆたう状態、三角の鋭い波型がいきりたつとき、大波、波濤、平面的でキラキラ光る水面、しかし、海全体の様相は変わらない。海を表面から超深海にまで垂直にみれば、フロイド流意識のモデルと重複し、海の表情を種々規定してゆけばターゲットのいう「意識の諸相」が浮かびあがってくるのだ。ターゲットの登場によって、現在、意識の科学は立体的科学的な理解への重要な手がかりを獲得したといえるのだ。」

さらに大麻の向精神作用の最大の特徴は、気持ちがあつたりする、リラックスすることである。そして大麻による意識の変化は意識力がなくなることではない。また自己コントロールを失うということでもない。意識が変化しているということ自体は認識することができるのである。つまりリラックスしているということ自体を認識できるのである。そしてこの様な大麻の向精神作用は人間関係をなめらかにするものであり、有害というよりは有益とさえある。

(4) 大麻の使用と精神病との関係

大麻の使用が精神錯乱など精神病症状を起しうるという説もあるので反論する。

前述したハーバード大学医学部精神医学科の準教授であるグリーンズブリン氏はその論文「マリファナ」別冊サイエンス心理学特集不安の分析」日本経済新聞社発行五一頁―六一頁で次の様に述べ、大麻精神病の存在を否定している。

「おそらくカンナビスに対する最も厳しい告発は、それが精神異常または少なくとも人格異常と結びつく可能性があるという点においてである。この問題については非常に多くの文献があり、さまざまな意見に分れている。インド、エジプト、モロッコ、ナイジェリアの多くの精神科医は、この薬物が精神錯乱を起しうることを力をこめて断定しているが、他の人々は起こしえないと主張している。この告発の支持者として非常に引き合いに出される権威者の一人はモロッコのベナバットである。彼は、この薬物が「カンナビス精神病」と呼ぶ独特な症候群をもたらすと信じている。その特異症状の描写は、しかし、まったく明瞭さを欠き、そのような精神病の存在は他の研究者たちによって論ばくされている。

この症候群に特有の症状といわれているものが、他の急性毒性状態、たとえば、特にモロッコでは、栄養失調や風土伝染病と関係のある状態にも共通して見られるのである。あらゆるタイプの精神病に悩むキフ(マリファナ)喫煙者の数は一〇〇〇人のうち五人以上ではないとベナバットは推察しているが、しかしこの率は他の国々の全精神病の全推定発生率よりも低い。ということは、モロッコではキフ喫煙者の中

すなわち変性意識状態とは精神病症状状態と同義で使われる精神すなわち意識の異常な状態のことではなく、通常意識状態と同様に重要な人間の意識のことであり、アンドリュース・ワイル著「ナチュラール・マインド」(草思社刊)でいうストロンド思考における意識状態のことであって、同著の四二頁―四三頁では次の様に述べられている。

「世界の深遠な宗教および哲学思想のほとんどが、個人(釈迦、パウロ、マホメットなど)の意識の変化した状態から生まれたものだということは、注目に値する。」

「以上に述べたすべての情報から引き出せる結論は何か?、少なくとも、意識の変化した状態は、精神をポジティブな方向へと発展させる大きな力をもっていると考えられることである。それは、神経系をそれまで以上に有効かつ十分に活用し、創造性や知性を開発し、さらにこれを体験したことのある者がいちように高く評価してきた考え方を身につける道に思っていると思われるのである。

そんなわけで、われわれが自分の知覚をいつもとちがったやり方で働かせてみたいという衝動、特に平常の自我中心的な意識から周期的に抜けだしたくなる衝動を生まれながらもっているということは、まったく理に適ったことなのである。それは人間の神経系が現在のように進化するうえで重要なファクターでさえあったのかもしれない。しかし、われわれの当面の関心は、アメリカにおいてこうした衝動が特定のかたちをとってあらわれることが引き起こしている不安感にあり、われわれは意識の変化した状態をどう理解したらよいかを考えようとしているわけである。明らかに、それは最初の仮説のようにもともと望ましくないものであるどころか、われわれにとつて潜在的な価値をもっているものなのである。それは誰もが経験したことのある意識の状態に移行するということであり、決して異常なものではない。したがって、この衝動を抑えつけることはおそらく不可能であろうし、そうすることは危険ですらあるかもしれない。たしかに、それは、身体のある種の危険にさらすが、究極においては精神を高めることができるのである。この衝動の個人的・社会的

に「カンナビス精神病」よりも普及率のはるかに低い他の精神病を持つ者がいるということが、または、「カンナビス精神病」といったものではなくて、薬物はいささかも精神病の普及率に寄与していないかのどちらかであると考へねばならぬであろう。

アメリカの精神科医、ブロンバーグは自身の研究の一つで、マリファナの毒性効果のせいと思われる精神異常をもつ三人の患者をあげている。しかしこのうち七人はこの薬物が単に促進作用を起したにすぎない機能的な精神病の素質をすでに持つっており、他の七人は後に分裂病であることがわかり、一人は躁うつ病とあとで診断され、その他多くが薬物反応と誤診されうる精神病(五日分裂症)の急激な、または一時的な症状を有していたと考へられる。

ブロンバーグはかつてマリファナを用いていた六七人の囚人の中に精神病をまったく発見していない。フリードマンとロックモアも、三二〇人のマリファナを吸う兵士を調べてまったく精神病を発見せず、同様な所見がかなり大きな標本を対象とした他のいくつかの調査でも報告されている。インドのチョプラ兄弟が行なった二二八人のカンナビスの使用量に対する調査では一三人のみが精神病であったが、これは西洋の国々の全人口に対するほぼ通常の精神病発生率である。ラ・ガーディア調査では、徹底的に調べられた七人の被験者のうち九人が精神病歴を持っていた。しかしこの高率は、全被験者が病院や施設の患者であったという事実のためと考へられる。」

さらに、同氏は、大麻の適度使用は肉体的・精神的衰退を起さないと確たる証明があるとして次のように述べている。

「マリファナの適量使用は肉体的・精神的衰退を起さないと確たる証明がある。この問題についての最も初期の最も大規模な調査の一つは、一八九〇年代に英国政府が行ったものである。この調査の真の目的は、英国政府がその販売から膨大な税収入を得ていたスコッチ・ウイスキーはカンナビスより害が少ないということを断定することにあつたと思われる。しかしながら、調査は英国人特有の公

なあらわれを抑えつけようとすることは、個人を心理的にたわにし、種としての自殺行為となるかもしれないのである。われわれの好奇心、創造性、直観、至高の願望とこれほど密接に関わっていることがらをむやみにいじくりまわすのは好ましくないことなのである。」

また、この向精神作用の有用性については、心理学者も認めている。

ブランダイス大学心理学教授のアブラハム・マスローは「メタ動機・価値ある生き方の生物学的基盤」自我を超えて「トランスパーソナル宣言」(春秋社刊)の中で、向精神性薬物の適正な使用は、感覚の目覚め、身体が目覚め、内なる信号を受ける感受性を開発又は教育するのに役に立っていると述べている。

(3) 大麻の向精神作用と精神の自由

ところで大麻の向精神作用とは、どんなものであろうか。これが果して刑事罰をもって取締らなければならないものであるのか否かが事実をもつて確定されなければならない。

すでに述べた様に向精神作用とは精神すなわち意識に影響を与えることであり、それ自体有害なものではないばかりか有用なものである。人間とは意識のある動物であり、そしてその意識つまり精神状態は常に変化している。

意識を変化させることを止めるということは人間のもつ創造性を奪うことであり、みずからの感性の自由を否定することを意味する。

例えば、恋愛時における意識は、それ以外の時の意識とは違った意識の状態であり、かりに意識を変化させること自体を否定するということは、恋愛を否定することであり、また物事に対する感動を否定することもである。

思想・良心の自由、信教の自由の根底にあるものは、意識を変化させることである。

過去の判例を分析すると大麻には向精神作用があるから有害だとしているようであるが、この様な考え方は精神の変化自体を有害だとするものであり、人間の本性である意識の自由を否定するものである。

平無私と徹底さをもって行なわれた。「インド大麻薬物委員会」と呼ばれたその調査期間は、カンナビス使用人と売人、医師、精神病院の院長、宗教人、その他さまざまなオースリテイを含む約八〇〇人をインタビューし、一八九四年に三〇〇ページ以上におよぶ報告書を明らかにした。その結果カンナビスの適量使用がいかなる病気を精神的・道徳的損傷をひき起こすという証拠もなく、ウイスキーの適量を持つ以上に、過度な行為をもたらす傾向を持つという証拠もないことがわかった。

ニューヨーク市のラ・ガーディア調査で、長期にわたって(平均すると八年)平均して日に七本のマリファナ煙草(比較的少量)をすっていた常用者を調べたところ、彼らはこの薬物を使用したことで何ら精神的・肉体的衰弱に悩んでいないことがわかった。フリードマン(H・L・Freeman)とロックモア(M・J・Rockmore)による同様の調査では、平均七年間にわたってマリファナを用いていた三二〇人の兵士を調べて、同様の所見を明らかにしている。

このマリファナ問題で理性的に見通しをつけようとする時、どうしてもアルコールとの比較と、この二つの薬物に対する世間の態度に何度もぶつかることになる。社交飲酒と呼ばれる習慣は、アップルパイと同じくらいアメリカ的なものと考えられており、ほぼそれと同じくらい一般から受け入れられている。しかしこの種の飲酒でさえ明白な危険を有し、非常に深刻な結果をもたらしている。生命保険の統計によると、酒を飲む人は、心臓や循環器系の疾患、ガン、消化器系の疾患、殺人、自殺、自動車その他の事故、といった死亡の主要原因の平均よりもかなり高い死亡率を示しているのだ。自動車事故で死んだ運転者の大多数は飲酒していたことが明らかになっている。

これは対照的に、マリファナが何らかの器質的疾患の発展をうながすということは現在まで証明されていない。また、今日唯一の運転に対する影響に関する調査である、ワシントン州の自動車局による最近のコントロール・スタディに

よると、マリファナはアルコールよりも運動能力の損傷がきわめて少ないことが明らかにされている。」

また、全米委員会の一九七二年報告では、大麻の重度及び極重度使用の極めて長期的な効果という項目(五四頁)の中で、次の様に述べており、大麻の極重度の極めて長期的な使用の場合にも社会的機能の障害もないし、精神病の原因にもならないと結論している。

「ジャマイカについての研究において、既成症、完全な健康診断、X線撮影、心電図血球および化学テスト、肺・肝臓・腎臓機能のテスト、ホルモン検査、脳波、精神分析、心理テストの結果によれば、重大な肉体的、精神的異常性でマリファナ使用に起因するものは見出せなかった。通常用いられているような薬剤が使用者の産出における障害の原因になつていないとの証拠はなかった。」ジャマイカ及びギリシャの研究対象者たちは、カンナビスの極めて重度、長期の使用のみ起因し得るいかなる精神的機能の障害も示さなかった。これらの人々は、彼らの集落の観察と広範な社会的インタビュ、心理学的テスト、精神分析などによると、彼らの、社会的経済的下層集団の規範から、行動上も精神的にも明白に離脱することなしに、この薬物を用いてきているようである。全体的な人生様式は、彼らの社会的経済的下層集団における非使用者と異なっていなかった。彼らは彼らの教育に基づいた、平均的知性を有し、機敏で現実的であった。ほとんどの者が彼らの集団において、安定した家族、家庭、仕事、友人を持ち普通に生活していた。これらの人々は、重要な身体的行動的欠陥を持つこともなしに、重度の極めて長期にわたるカンナビスの使用を行ってきたようである。」

「重大な精神障害による入院事例及びアルコール以外の薬物の使用は、この薬物を用いていない者たちと比べて特に高いということはない。特定の長期間続くカンナビスに関連した精神病の存在は、ほとんど示されていない。もし重度のカンナビス使用が、特定の精神病を生み出すのだとしたら、それは極めてまれであるか、又は他の重大な又は慢性的な精神障害と区別することが極めて困難なものであるに違いない。」

睡眠薬でもスパイスでも毒になる。マリファナの有毒性でなしに有益な点を明らかにして、プラスの面を活用するのが賢明な道というべきであろう。」

前述したハーバード大学医学部精神医学科のレスター・グリンスブーン氏もその著「マリファナ」(別冊サイエンス心理学特集不安の分析)の中で次の様に述べている。

「カンナビス・サテバは繊維原料として、土人が宗教的儀式に使う薬として、そしてインドでは特に薬剤として用いられてから長い歴史を持つ。一九世紀に西洋では、さまざまの種類の病気や不快感、たとえばセキ、疲れ、リユーマチ、ぜんそく、振戦譫妄(しんせんせんもう)ふるえや妄想)、偏頭痛、生理痛などに広くこの薬物が処方された。」

厚生省薬務局麻薬課発行の「大麻」でも次の様に述べている。

「大麻が医薬品として使用された歴史は古く、中国では紀元前二〇〇〇年代に鎮静剤として使われていたようである。また、紀元後二〇〇〇年頃にも中国の魏で大麻を配合した全身麻酔剤が使用されていたとの記録がある。

インドにおいても一〇〇〇年前から、大麻が医薬品として使われていた。即ちヘアウルベダと呼ばれるインド古来の医薬品体系や(Unamini)と呼ばれるアラビア(回教徒社会から伝来した医薬品体系において、不眠症、神経過敏症、消化不良、下痢、赤痢、神経痛、神経炎、リユーマチ、フケ、痔、らい病、便秘等に使われていた。また催淫剤としても用いられていた。アルゼンチンでは破傷風、うつ病、痲痛、淋病、肺結核、喘息等の万能薬として、ブラジルでは、鎮静、催眠剤、喘息薬として、またアフリカでは土着民の間で炎症、赤痢、マラリア等に用いられていた。欧米に目を転じてみると、イギリスにおいては、一八〇〇年代にインドで生活したことのあるO. shaughnessyが、心身の苦悩の治療や疼痛、筋肉痙攣、破傷風、狂大病、リユーマチ、てんかんを使用しているし、アメリカでも一八〇〇年代に破傷風から肺結核までの万能薬として使われていた。」

「わが国においても、大麻の医薬品としての応用について

最近の研究によると、重度のカンナビス使用者の間における一切の精神病の発生は、全人口における率と比べて高いことを示している。そうした使用は入院した精神病患者の間ではしばしば大いに広がっているが、この薬物が発病原因となつていないと考えるのは、わずかに二、三の事例にすぎない。これらのほとんどは短期的症状か、慢性的な過剰使用である。更にアルコールを同時に用いることが、入院を引き起こす事件で一つの役割を演じている。こうした事実は、カンナビスが精神的に不安定で弱い個人をひきつけるという、広く信じられている考え方からすると、いささか驚くべきことである。」逆に、大麻は精神病の治療に役に立つ可能性がある。

前述のグリーンズブーン論文では次の様に述べている。

「フランスの医師ド・ツールはカンナビスのエキスでメラノコリーと他の慢性精神病を治療して成功したと報告している。」「薬物中毒者が麻薬使用をやめるためにカンナビスを用いるテストは非常に有望な結果を示している。この目的のための最初の医学的使用は、一八九九年、英国の医師、パーチ(Edward Birch)によって報告された。彼は抱水クメラル(chloral hydrate)常用者とアヘン常用者に対してそれぞれの薬物をカンナビスに替えるように指示し、その結果、彼らがその禁断症状もなくやめることができたことを知った。同様の成功例が最近二つのテストであげられ注目される。一つは一九四二年、アレクサンダーとボーマンが報告したもので、彼らはアヘン中毒者にマリファナの誘導体を与えてしだいにやめさせており、もう一つの例は、一九五三年、二人のノースカロライナ州の医師、トンプソン(L. S. Tompson)とプロクター(R. C. Proctor)によるもので、麻薬とバルビツール(barbiturates)とアルコールの中毒者である患者にテトラヒドロカンナビノールの一種であるピラヘキシル(pyrahexyl)を与えて中毒をやめさせている。奇妙なことに、こうした喜ばしい結果が大規模な臨床テストや基礎的研究によって追跡確認されていない。マリファナ

記した幾つかの文献がある。

一五九〇年に中国の李時珍により編纂された「本草綱目」(一八九一種の医薬品が記載されている)がわが国にも伝えられている。同書には、「麻仁酒」という医薬品が紹介されている。その効能、用法は「骨髄、風毒痛にして、動くこと能るものを治す、大麻子(仁)を取り、沙香袋に盛り酒を浸してこれを飲む」と説明されている。」

「近代に入ると『万病治療皇漢薬草図鑑』に大麻を煙草に混じて吸うとぜんそくに効果があり、また便秘、月経不順に良いと記されている」

三 大麻の安全性について

最近エイズ薬害問題における厚生省の薬務行政の責任が強く問われている。厚生省が安全であるとして薬としての販売を認められた多くの薬物が死亡事故を起こしているのである。しかしながら、大麻は致死量がなく人類にとって極めて安全な食物である。薬物の安全性は動物実験で、実験動物が半数死亡する量で表わされるが、各薬物の致死量は医学博士大木幸介著、光文社発行の「麻薬・脳・文明」八九頁によれば末尾添付の別表のとおりである。

ニコチンの半数致死量は、体重一キログラムあたり、七・一ミリグラムであるから、体重六〇キログラムの場合の半数致死量は〇・四二六グラムであり、わずかにタバコ一本分位の量である。お茶やコーヒーに含まれるカフェインの半数致死量は体重の一キログラム当たり二五〇ミリグラムであるから、体重六〇キログラム当たり一五グラムにすぎない。また、アルコールの半数致死量は同じく体重一キログラム当たり八グラムであるから体重六〇キログラムの人の場合四八〇グラムであるが、その量はわずかにビール二本分位の量にすぎない。

他方、大麻の場合大量に人体に取り入れても、眠ってしまったり、場合によっては吐いたりすることもあるが、今までの調査で大麻摂取による死亡例は報告されていないのである。

なお、ニコチンタバコの有害性については、日本で販売されているタバコの箱には「健康のため吸い過ぎに注意しましょう」と表示されているように公知の事実であるが、ドイツで発売され

たの医学的使用が可能かどうかという研究は、悪癖がつくという一般の印象がまだに残っていることこの薬物が非法で、研究用にすら入手が法的に困難であるという事実がじやまをよんでいるようだ。」

(5) 大麻の医療上の効果

小林司氏は「心にはたらく薬たち」一九二頁―一九三頁の中で大麻の治療効果について次の様に述べている。

「一八九五年(明治二八年)二月十七日の毎日新聞にはこんな広告がのつている。『ぜんそくたばこ印度大麻煙草』として『本剤はぜんそくを発生した時軽症は一本、重症は二本を常の煙草の如く吸ときは即時に全治し毫も身体に害なく抑も喘息を医するの療法に就て此煙草の特効且つ適切は既に欧亜医学士諸大家の確論なり。』日本薬局方にも印度大麻として載つていたのであるから薬効があると考えられていたに違いないが、大麻は本当に薬効をもっているのだろうか。」

一九七四年には、フレデリック・ブランドンが大麻を使って眼内圧を下げ、緑内障の治療をした。二年後には、ミシシッピ大学でも、緑内障に有効なことが確認され、フロリダ、ニューメキシコ、ハワイ、インドシアナとイリノイの各州では、マリファナを医学に使うことが合法化された。また、その後カンに対する化学療法に伴う副作用としての嘔吐を抑えるために、大麻が一番有効なことが確認されている。

米国保健・教育・福祉省の「マリファナと健康」第五リポート(一九七六年)によると、マリファナは、眼内圧降下、気管支拡張、抗けいれん、腫瘍抑制(抗ガン作用など)、鎮静睡眠、鎮痛、麻酔前処置、抗うつ、抗嘔吐、などの作用をもっており、アルコールや薬物依存の治療などに有効だ、という。アルコール依存に効くのは、マリファナがストレスを減らし、怒りにくくするかららしい。

もっとも古い精神薬の一つであるマリファナが世界中に広まり、禁止される一方では、二億人もの人たちが毎日喫煙しているという歴史と現状とを私たちは見てきた。その薬理学的特性は一九七〇年代末になってやっと明確になった。その毒性は使用量と関係があるようだ。量が過ぎれば、酒でも

ているタバコ(例えばマールボウロライト)の場合、その箱には「Tobacco seriously damages health」「Smoking causes cancer」と表示されており、その有害性は重大であり、他方大麻の場合にはニコチンタバコよりその有害性が低いことは明らかであるにもかかわらず、規制方法が著しく厳しいのであって、大麻使用者に対し不合理な制約を科しているものである。

厚生省の薬務行政は、安全な大麻を厳しく規制する一方、エイズ薬害問題はもちろんのことキノホルム、サリドマイド等副作用があり、多くの悲惨な薬害事件をひき起こした危険な薬物を薬として認可してきたのであって、その行政姿勢は国民の健康を守るのではなく、遂に国民を傷つけ、不健康な状態に追い込んでいるものであり、根本的に改める必要がある。

四 大麻の有益性について

(1) 第二次大戦後、日本で大麻取締法の制定を強行したアメリカを初めオランダ、ドイツ、カナダ、オーストラリアなどでは大麻を地球環境保護の立場から見直す動きがでてきているが、大麻には次のような有益性があると指摘されている。なお、アメリカでは建国当時は大麻の栽培を奨励したのであるが、一九三〇年代になって石油系の化学繊維が開発され、大麻とその市場が競合することが大麻の禁止をした社会的背景であるとの見解もある。

① 大麻から繊維がとれかつ土壌を改良する働きがある。

大麻は栽培密度と収穫時期を調節することにより、絹に近い繊細な衣類や船や工場を使うロープまで、さまざまな品質の製品が作られる。しかも大麻の栽培には化学肥料が不要で、熱帯から寒冷地、沼沢から乾燥地帯まで多様な気候土地条件のもとで育ち、かつ大麻の根の働きによって土壌自体を改良する働きがある。

② 大麻から紙や建築用材、さらには土壌分解可能なプラスチック等ができる。

森林は人類に酸素を供給してくれるなど貴重な資源であるが、日本を始め先進国が紙や建築資材にするために森林の大規模な伐採を行っており、地球環境の破壊が日々進行し

ている。大麻は一年草であり数カ月という短期間で成長し、その茎は紙の材料になったり建築用の合板に加工でき、さらには土壌に分解可能なプラスチックも出来るため、大切な森林を守る事が出来、またゴミ問題の解決に役立つものである。

「独立宣言」を起草したアメリカ初代大統領のトーマス・ジェファーソンは、自分の農場で大麻を栽培し、製紙工場も持っていた。また、「独立宣言」の起草文は、大麻から作られた紙に書かれて、アメリカの国旗や紙幣でも大麻から作られたものである。なお、中国にある仏教の教典も大麻の紙から出来ているのである。また、一九四〇年代にはフォード社が大麻の繊維分を使って鉄よりも軽くてかつ丈夫な車体の製作に成功している程である。

③大麻から燃料ができる。

大麻の茎や葉を発酵させることにより、燃料(エタノール)が出来る。また、大麻の種にもオイルが含まれている。地球の温暖化は化石燃料(石油、石炭、天然ガス)が放出する二酸化炭素が大气中に蓄積していくために生じる。しかし、大麻を燃料用に栽培すれば、成育途中で光合成により二酸化炭素を酸素に変えるので、地球の温暖化を防ぐことが出来る。

④大麻から食料がとれる。

大麻の種は高品質の蛋白質、ビタミンB1・B2、ファイバー、オイルなど健康に有用な成分が含まれている。つまり、大麻の種を活用することによって栄養価の高い食品を生産することができるのである。しかも大麻はどこにでも生えるので、地球規模で生じると予想される食料不足を解決する可能性がある。

⑤大麻から医薬品ができる。

古代から人類は、大麻を安全な医薬品として使用してきた。喘息、緑内障、てんかん、食欲減退、憂鬱などに効果があるほか、ストレスの解消にもなる。

日本でも印度大麻煙草が、喘息の薬として、明治以降第二次大戦後まで市販されてきたが、格別の副作用や弊害は何ら報告されていない。

世を呼ぶ「麻」古来から「麻」は神聖なるものとして取り扱われてきました。今は、昔、天上より麻の草木を伝って神々、神仏がこの地上に降り立たれたとされ、今日でも神社、社寺、仏閣でも、特に魔よけ、厄除け、おはらい等に種々用いられております。特に魔よけとして縁起物にはよく使われております。「麻」の育成が素晴らしく速く、その成長が發展、拡大にもつながり大きく根を張ることも含めて、商売繁盛、事業發展、子孫繁栄にも根を張るとして、縁起物で重宝されております。事ある毎に「麻」にあふれる機会の多い人ほど幸せであるといわれております。特をつくした「麻製品」色々揃えております。四季を通じてお楽しみ下さい。——

そもそも大麻とは神道において天照大神の御印とされ、日本人の魂であり、罪・けがれを払う神聖なものとされてきたのである。

天照大神とは、生命の源である太陽すなわち大自然のエネルギーのことであり麻はその大自然の太陽エネルギーを具体化したものであつて、日本人の魂とは、麻に象徴される大自然のエネルギーのお陰で生かされているという心のあり方を云うのではないかと思う。

神話(中臣御祓)において大麻は天の岩戸開きの際にも使われているし、最近では新天皇の即位に際して行なわれた大嘗祭において新天皇が使用した着物も麻で織られているのである。この麻の着物は「あらたえ」と呼ばれているが、徳島県に住む古来から麻の栽培・管理をしてきた忌部氏の子孫によって献上されたものである。二六〇〇年前にかかれた旧聖書エゼキエル書でも主たる神創造主ヤーベの言葉として次のように述べており、麻の着物「あらたえ」を大嘗祭で天皇が使用したのと同様に、旧約聖書の世界でも麻の着物が神聖なものとされてきたことが明らかである。

「しかし、サドクの子孫であるレビの祭司たち、すなわちイスラエルの人々が、私を捨てて迷った時に、わが聖所の務を守った者どもは、私に仕えるために近付き、脂肪と血とを捧げるために、私の前に立てと、主たる神に云われる。すなわち彼らはわが聖所にいり、わが台に近づいて私に仕え、私

(2)大麻繊維には免疫力を上げ、電磁波の悪影響を防ぐ効果があるとの見解がある。

萩原弘通氏著の「免疫力を上げる生活」(株式会社サンロード社刊)二九三頁―二九七頁では「絹・麻と和紙で身を守る」と題し、次のとおりの指摘がなされている。

「私は、悪い電磁波を防ぐ物質は、かねて金属よりも絹、麻といった古来の繊維にあるのではないかと、そして和紙も同様ではないかと想定していました。その理由は、絹の場合、桑(桑の有効性ももつと研究され、認識されるべきです)を食べたカイコが、マユを作つて中でサナギ時代は全く自分で行動することができません。動けないさなきの安全をはかるため、口から出すマユ糸にはこれらの免疫力が与えられていると思われまふ。そのあたりに悪い電磁波に対抗できる何かがあるのではないかとという想定です。麻はもつと理由がはっきりしています。ただの繊維ではなく、邪気を払い除ける破(はら)いの用具として発達し、古代の昔から神事をつかさどる忌部(いむべ)一後に斎部が栽培、加工してきました。ご弊(へい)は和紙で作りますが、それ以前は麻の繊維を束ねていたことでしょうか。また神聖な場所は必ず麻縄で囲って外部と遮断しました。ビニールではないのです。忌部は阿波国で式内社・大麻比古神社を中心に吉野川流域に發展し、紀州から伊勢、遠江、駿河と東進します。おそらく一―二世紀前後でしょう。伊豆で三島大社の祭神と婚姻関係を結び、伊豆七島から安房へ上陸して安房神社をつくりました。神道における破(はら)いは、心身にまとわりつく邪気(けがれ)を取り除く儀礼ですが、今日の人の目に見えない邪気の中にはいろいろあつて、良くない霊魂(霊的エネルギー)、邪念(念波の中の邪悪なものでこれも微弱エネルギー)からも防衛しようとした。忌部たちはやがて麻作りから發展したであろう和紙の製造を担当することになります。麻を紙におきかえるようになったことは、和紙にも麻同様の力(ここでは破(はら)いの用具としての実行性)がある事を認識したからだと思います。

江本勝氏によって「恨み」というメンタル波動は、肉体

の務を守る。彼らが内庭の門に入る時は、麻の衣服を着なければならぬ。内庭の門および宮の内庭、務をなす時は毛織物を身につけてはならない。また、頭には亜麻布の冠をつけ、腰には、亜麻布のはかまをつけなければならぬ。ただし、汗の出るような衣を身につけてはならない。彼らは外庭に出る時、すなわち外庭に出て民に接する時は、務めをなす時の衣服は脱いで聖なる室に置き、ほかの衣服を着なければならぬ。これはその衣服を持って、その聖なることを民に移さないためである。」「(旧訳聖書)日本聖書協会発行、一一二―一二四頁)

このような罪・けがれを払うとされた神聖なる大麻が、第二次大戦後の占領政策のもとで犯罪の対象物とされてしまったのである。

占領政策の目的は、日本の古来の文化を否定し、アメリカ型の産業社会を作ることであつたと思われ、日本人の魂とされてきた大麻を規制する意味は極めて重大なことであると思う。

日本は、明治維新によっていわゆる近代化の道を歩んだのであるが、特に第二次世界大戦は、戦後生活の建て直しというところもあり、物中心の競争原理に立つた経済活動を優先してきたと思う。また、生活習慣も、例えば、食生活が米からパンに変わり、豊の生活も椅子の生活に、業の分野でもいわゆる化学的合成薬が取り入れられ、従来の東洋医学は軽視されてきたのである。大麻は薬用として何千年も使用され、日本薬局方にもせんそくの薬として登録されていたのかかわらず、大麻取締法の施行に伴って薬局方から除外されてしまったのである。

人間は、植物を初めとする自然の恵みの中で生かされているのであつて、日本人の伝統の中には自然を聖なるものとして大切にしてきたものがあつた。しかし経済復興の名のもとに、例えばダムの建設等自然生態系とそこに住む人々の生活を破壊する経済開発が国策として進められてきたために、川や海そして大気は汚染されてしまったのである。また、精神面でも、生活の中心が他者との競争関係に立つた上での物

的には腸と皮膚波動と一〇〇%共鳴同調するとともに、神経細胞がいられるだけでなく「超短波」波動を呼び込む事がわかりました。その逆もありえるわけで「超短波」波動の障害を受けていると「恨み」を受け止めてしまふわけです。そうした「超短波」電磁波」波動を麻、和紙には防衛する力がありそうだと私は推測してきました。この想定が正しければ、コピー機の周囲を麻でくくつてしまふことが、メ縄で神聖な場所を囲う事と同じ論理が成立するかも知れません。「和紙などは、むしろ私たちの免疫力を上げる機能を持っています。和紙の原料は楮(こうぞ)、ミツマタ、雁皮などで、これにマニラ麻、桑皮、麻はる、木材パルプなどを加えて、古来の手すき法で作っていますが、このなかで(未分析ですが)楮(こうぞ)の波動が良いのではないかと推定しています。前に、エジプト原産のモロヘイヤの波動について述べましたが、すばらしい波動をもっていました。モロヘイヤは麻の一種です。あの繊維で紙を作る構想もあると聞いています。完成したら、その波動を調べてみたいものです。こうした事から、技術者は一笑に付すことなく、日本古来の天然繊維を使って、いい電磁波防御服を作ってもらいたいものです。そして、日本の家屋が障子やふすま、つまり和紙で仕切られていることが、寒さを防ぎ風をささぎっているばかりではない事を再認識したいものです。」

第四 大麻取締法の問題点

本件審議は、大麻取締法に關し、次のような見解があるのにかかわらず、それを無視して「大麻汚染」という標題をつけたものである。これは放送法第一条、同法四四条三項四号・五号に違反するものである。

一 大麻取締法の根本的問題点と日本人のアイデンティティ

大麻とは、古来から日本人に親しまれてきた麻のことであり、第二次大戦前は其の栽培が国家によって奨励されてきたものである。

京都にある麻製品を扱う「麻にこだわる麻の館、麻小路」という店のパンフレットでは次のように云つており、麻がいかに素晴らしいものであるのかがわかる。――「魔除けの麻幸

質生活の確保にあつたために、心の根底に不安感と孤独感を抱えたままの精神生活をしてきたと思う。「人はどこから来てどこへ行くのか」というのが人生の大問題であるが、どこからきたのかもわからずどこへ行くのかもわからないのは人生の生きがいにならないこととなる。まさに「人はパンのみにては生きるにあらず」とは聖書の言葉であるが、この意味での人生に対する良き信念が、大自然との融合的生活という過去の良き日本の伝統が切断されたことにより、なくなつてしまつたのではないかと思う。

大麻取締法は、大自然のシンボルであつた大麻を聖なるものから犯罪にしたものであつてまさに日本人の魂を根底から否定するものであり、それは例えば日本人に英語をのみを話すことを強要するのと同様な日本文化の否定である。

大麻の取扱いは果たして刑事罰で取締るべきものなのか。大麻取締法は、大麻の取扱について免許制度を採用し、懲役刑という刑事罰でもって無免許の取扱を禁止している。大麻の取扱をなぜ禁止しているのか、つまり大麻取締法の目的について同法は何らの規定を置いていない。このように目的の規定のない法律はそもそもその存在理由が不明確であるから、民主主義社会においては無効とされるべきであろう。

二 犯罪とは何か。

厚生省や警察等取締り当局や裁判所は、大麻取締法の目的として、大麻の使用による「国民の保健衛生上の危害の防止である」と説明している。しかしながら、「国民の保健衛生上の危害の防止」という抽象的な概念を刑事罰の目的つまり法律で保護される利益(法律学上は保護法益といわれる)とすること自体、人権尊重を基本理念とする近代的法体系にはなじまないものである。刑事罰特に懲役刑は、人の意に反して身体を束縛し、労働を強制するものであるから、それを課される者にとっては、人権侵害そのものであるから、刑事罰の適用は必要かつ最小限にするべきである。

大麻の使用が、どのような保健衛生上の危害を生じるのかについて、過去の裁判所の判例は、大麻には向精神作用があり、精神異常や幻覚が生じるとしているが、そこでいう精

神異常や幻覚の内容については、例えば時間感覚がゆつたりする、味覚・聴覚・視覚などの感覚が敏感になる(つまりよくなる)ということであって、刑事罰をもって取締らなければならぬ反社会的な犯罪行為とはまったく云えないものである。

三

大麻取締法は憲法第一三条(幸福追求権)・第一四條(平等権)・第一九條(思想・良心の自由)・第二一條(表現の自由)・第二一條(適正手続の保障)・第三六條(残虐な刑罰の禁止)に違反し無効である。

向精神作用自体が危険であり、犯罪であるとすれば、アルコールの有する向精神作用(いわゆる酔いの作用)は大麻と比べ格段に強いものでありアルコールを大麻以上に厳しく取締らなければならぬ。また、そもそも人間は自らの体内で向精神作用を有する神経伝達物質を生産するのであり、例えば何かに集中したり、恋愛中であつたり、また、大麻取締法違反等刑事事件で逮捕されたりしてショックを受けるアドレナリン等いわゆる有害な脳内麻薬と呼ばれる神経伝達物質を生産するのである。末尾添付の別表によればアドレナリンの半数致死量は体重一キログラムあたり、四ミリグラムである(なお、青酸カリの場合はほぼ同量の四、四ミリグラムである。)逮捕されること自体が有害な神経伝達物質を生じさせるのであるから、大麻取締法そのものが、保健衛生上有害といえるのであつて取締りの対象にしなければならぬ。なつてしまつたのである。

そして判例で、大麻使用の危険性として具体的に指摘しているのは、自動車の運転のみである。しかし、道路交通法では、アルコールも含めた大麻など薬物の影響下で車を運転することを刑事罰で規制しており、また大麻の中毒者は運転免許の欠格事由とされているのであるから、この規制に加え、大麻の取扱を一率に刑事罰をもって禁止することは、ただ単に犯罪者の数を増やすだけである。

原告丸井英弘は、過去二年間に約一五〇件、関係者にして二〇人以上の大麻使用経験者に出会つたが、大麻の向精神作用は心身がリラックスすること、味覚・聴覚・など感覚が良くなること程度であり、具体的な弊害は発見できなかった。大麻使用の経験者には実質的にみて悪いことをしているという意識はなく、大麻取締法という法律に対し実質的権威を感じるものは皆無である。むしろ問題なのは、実質的権威

権威のない法律の存在によって司法に対する信頼感が喪失し、法治主義の基盤が崩壊することである。

大麻取締法は憲法第一三条(幸福追求権)・第一四條(平等権)・第一九條(思想・良心の自由)・第二一條(表現の自由)・第二一條(適正手続の保障)・第三六條(残虐な刑罰の禁止)に違反し無効である。

通常の大麻の心身に対する作用は気分をリラックスさせるものであつて、酒でいえばほろ酔い程度の精神作用があるものにすぎず、酒やニコチンタバコ以上に厳しい懲役刑という制裁を課する社会的必要がないものであるばかりか、むしろ逆に大麻取締法は大麻の使用という個人の嗜好品選択の自由を否定するものであり、憲法第一三条・第一四條・第一九條・第二一條・第三六條に各違反するものである。

前述したように原告丸井英弘は過去二年間に約一五〇件の大麻取締法違反事件を担当して、大麻の使用を原因として少なくともアルコールやニコチンタバコ以上に心身に弊害があるという事例にぶつたことは一度もない。

大麻の栽培・所持を懲役刑という個人の人身の自由という基本的人権を全面的に否定する刑事的威嚇をもって禁止することは、憲法第一三条の保障する幸福追求権を否定するものであり、また大麻より心身に有害とされているアルコール(酒)やニコチンタバコの所持・使用が未成年者を例外として原則として自由であるのに対し、大麻に対してはその取扱いが著しく厳しく差別的であり、憲法第一四條に違反するものである。

さらに、有害性のない大麻の取扱いを禁止する方法として懲役刑を採用することは、憲法第三六條にいう残虐な刑罰と評価すべきである。

全ての薬物は、その利点とともになんらかの有害な側面を持つている。酒やタバコなどの嗜好品や砂糖や塩などの調味料でさえ有害な点を持つている。酒はアルコール依存症や振戦せん妄をおこすし、さらには暴力事件の原因になっている。またタバコは肺がんの原因になる。塩はとり過ぎると高血圧になる。だからといって、これらの物質の販売が禁止さ

身の自由と職業選択の自由を直接制約する反人道的方法でもって、一率に禁止している大麻取締法は、憲法第二一條第一項(職業選択の自由)に反するものである。

ちなみに、道路交通法の保護法益は、大麻取締法の保護法益とされる「国民の保健・衛生」というような抽象的なものではなく、「車両の運転に伴う道路交通の安全と円滑」という具体性と社会的必要性のあるものといえるが、その具体的な規制方法として自動車の運転を免許制にしている。この点、大麻取締法も大麻の規制方法として免許制を採用しているのであつて、道路交通法と同様である。しかしながら、その罰則については道路の通行者に対し人身事故を起こす可能性の高い自動車の無免許運転の場合には六月以下の懲役または一〇万円以下の罰金である。他方、大麻取締法は、その保護法益が不明確であるにもかかわらず、免許制が採用されしかも例えば大麻の栽培については懲役七年以下、それが営利の場合には一〇年以下の懲役および三〇〇万円以下の罰金という極めて過酷な刑罰となっている。

大麻の栽培に対するこのような規制は、農業者の大麻の栽培を不必要に規制するものであり、憲法第二一條一項の職業選択の自由を反するものである。

また、憲法第二一條の職業選択の自由に関する過去の裁判例として、既に薬局開設などの許可基準とされている薬局間の地域的制限を定めた薬事法の規定の有効性について、過去合憲とされていた判例が、昭和五〇年四月三〇日の最高裁の大法廷判決で変更され違憲・無効とされているが、大麻取締法の合憲性の有無の判断についても、右薬事法に関する最高裁判決と同様の理由によって違憲・無効と判断されるべき時期にきていると考えるものである。

すなわち、右最高裁判決は、次のように述べている。

大麻取締法の合憲性を考えるにあつても、右のような思考方法を必要とする。すなわち、大麻の使用になんらかの意味で「有害」な側面があるとしても、問題はその有害性をコントロールする規制手段として、懲役刑を科すことに合理的な根拠があるかどうかである。「有害か無害か」という二者択一的な議論には、表裏がない。大麻に有害な側面があるとすれば、その内容を科学的に検証したうえで、合理的な規制手段は何かを探るべきなのである。

大麻取締法は、信教の自由に対する不必要な制約を強いものであるから、憲法第二〇條に違反し、無効である。

大麻は、紙用・繊維用・燃料用・食用・薬用等人類にとって貴重な植物であるが、ソロアスター教、ヒンズー教など宗教儀式にも用いられてきた。日本でも古来から神道や修げん道、密教などの儀式に使われてきた。

大麻は神聖なる植物として、天の岩戸開きの際に使われたことが祝詞(中臣御歌)からも明らかであり、宮中では皇太子が生れた時にその平安を願つて悪魔払いの儀式として鳴弦の儀という儀式が行なわれるが、これは麻糸で作つた弓の弦を鳴らすことによつて行なわれている。さらに、末尾添付資料のとおり伊勢神宮のお札のことを大麻といひ天照大神の「みしるし」とされており、麻は神道にとつてなくてはならないものである。修験道では護摩を焚くという儀式があるが、大麻も使われていたと思われる。大正四年発行の「神宮大麻と国民性」によれば、大麻は日本人の魂であり、毎年神棚に大麻の穂を供えて祭ることが日本人の国民性としての基本であるとされている。

天皇家の神道儀式においても昔から大麻が使われてきた。最近、昭和天皇崩御に伴い、新しい天皇が行なう最も重要な儀式とされる大嘗祭が行なわれたが、その儀式の時に由加物として献上された鹿服(あらたえ)とよばれる服は麻からである。

天皇家の神道儀式においても昔から大麻が使われてきた。最近、昭和天皇崩御に伴い、新しい天皇が行なう最も重要な儀式とされる大嘗祭が行なわれたが、その儀式の時に由加物として献上された鹿服(あらたえ)とよばれる服は麻からである。

大麻は、古来から使用されてきたびわの葉等の薬草と同様の薬草なのであり、国民の生命・健康に対する危険性は「単なる観念上の想定にすぎない」のであるから、大麻の栽培・譲渡等を懲役刑と罰金刑という刑事的制裁をもって一律率に規制することは大麻の生産者の職業選択の自由を侵害するものであり、憲法第二一條一項に違反し、無効と判断されるべきである。

大麻取締法第四四條・第二五條の違憲性について。大麻取締法第四四條四号は、大麻に関する広告を禁止しているが、右規定は大麻に関して公に意見を發表することを刑事罰(同法第二五條で一年以下の懲役または二〇万円以下の罰金に処せられる。)でもって一律に禁止するものであり、憲法第二一條・第一九條・第二一條に明白に違反するものである。

このような明白な違憲規定を有する大麻取締法は、法律それ自体の保護法益が不明確なこととあいまつて、大麻取締法全体が違憲と評価されるべきである。

七 可罰的違法性の不存在
(1) 大麻とは古来から日本で繊維用・紙用・薬用等として貴重な植物とされてきた麻のことであり、刑事罰でもってその栽培を禁止する植物では決してない。

昭和二二年には麻の栽培を奨励するために「大麻の研究」と題する書物が発行されていた程である。また、薬草としても過去数千年も副作用がなく使用されてきた実績があり、前述のように明治一八年の毎日新聞には次のような記事が載つた程である。「心にはたらく薬たち」小林司著一九二頁参照。「せんそくたばこ印度大麻煙草」として「本利はせんそくを發したる時軽症は一本、重症は二本を常の巻煙草の如く吸

五 大麻取締法は大麻の栽培に対し、不合理な制約を強いものであるから、憲法第二一條第一項(職業選択の自由)に違反し、無効である。

また、神道の関係者にとつて、神聖である大麻が大麻取締法の存在によつて悪いものというレッテルを張られること自体精神的な苦痛であり、信教の自由を反するものである。

大麻は、繊維用、食用など農産物としても縄文時代の昔から栽培されてきたものであるが、そのような大麻の栽培を一率に懲役刑でもって禁止し、免許制にすることは農業用に大麻を生産してきた者にとつて理由のない経済的および精神的負担を強いものである。

なお、長野県には美麻村という村があるが、この村は、古代から美しい麻の産地として知られ、明治八年に誕生したのであるが、麻の栽培を復活させ、それを村のシンボルとする運動をするために、平成三年に美麻村という村名の由来となった麻の博物館を設立した。また、美麻村の福祉企業センターでは、小学生を対象にして麻から和紙を作る体験学習も行なわれている。

したがって、日本の古来から、貴重な農作物として栽培され使用されてきた大麻の栽培・使用を懲役刑という人の人

う時は即時に全治し、幸も身体に害なく抑も喘息を医するの療法に就いて此種の特効且つ適切は既に欧米医学士諸大家の確論なり。」

なお、多摩川とは麻が多く栽培されている川という意味であって、多摩川には川崎市麻生区という地名も残っている程である。麻は武蔵の国の特産品であった歴史があり、調布という地名も麻布に關係しているものである。大麻の規制は第二次大戦後にGHQ（占領米軍）の占領政策にもとづいて一方的強制的に行なわれたもので、その法制定手続自体に問題がある。他方アメリカ自体、例えばアラスカ州では一九七五年に最高裁の判決で自宅での大麻の栽培・所持を規制することはプライバシーの権利に違反するとして不可罰とされており、また他の多くの州でも自宅での自己使用を不可罰としている。オランダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストラリア、ニュージーランドなどでも大麻の自己使用については刑事罰を受けることはないという状況である。（特にドイツについては最近司法レベルで大麻の自己使用が認められるようになってきているので、その状況を後に紹介する。）

さらに、最近ではサンフランシスコでは医療用ではあるが、町の中でオランダのアムステルダムのように公然と大麻の販売が認められるようになってきている。

なお、インド、中国、ネパール、カンボジア等、アジア地域では、古来から大麻が日常的に栽培使用されてきた。例えば、カンボジアでの大麻の取扱いはまったく自由であることが、一九九二年二月三日付けの朝日新聞の次の様な報道からも明らかである。

「カンボジアの大麻（青鉛筆）」
▼カンボジアでは、大麻を育てるのも、販売するのも自由。たばこ売りの露店や市場で簡単に手に入る。乾燥させた葉一キロで約五〇〇リエル（約三〇〇円）。

▼PKO活動でタケオに宿営する自衛隊施設大隊では、日本国内で禁止の大麻も当然禁止。それでも、隊員の監視役のある幹部は「幸いタケオでは売っていなかった」と胸を撫で下ろす。

右各判決は、検察官も控訴せず確定している。

原告らは現行大麻取締法が厳しすぎ、その内容について再検討する時期にきていると確信する。

ところで、憲法二三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政（司法も当然に含まれる）のうえで、最大の尊重を必要とする。」と規定されているが、政府は、一九八九年（平成元年）二月八日に一七罪種について大赦を閣議決定（同月一三日公布、同月二四日施行）したが、その中には、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律違反が含まれている。酒に酔って公衆に迷惑をかけたことが罪にされないといふれば、大麻取締法違反事件においては、何ら公衆に迷惑をかけていないのであるから、なおさらのこと不可罰にされてしかるべきと考える。それが、法の下の平等であり、社会正義ではないだろうか？

第五 ドイツにおける大麻解禁の流れ

ドイツにおける大麻の規制状況は、日本とはまったく異なり大麻使用の自由が大きく進んでいる。裁判所のレベルですでに少量の所持を規制することは、個人の自由権や平等権を否定するものであるという判断がなされている。

日本人でありながらドイツのブレーメン州で大麻などの解禁運動をしている折笠薫氏の報告によれば、ドイツの大麻解禁状況は、次のとおりである。（「マリファナX」第三書館発行、八〇―八二頁参照）

一九九二年二月にリユーベク市のネコスビイチ裁判長は、現行の大麻取締法は、アルコールに対する規制と比べて不合理であり、憲法に違反するとした。具体的には、次のように指摘した。アルコール中毒者は、ドイツに現在四万人いるが彼等は、法律的には自分の責任でアルコールになり、他人をも巻き込んで事故を起したり人を殺したりと社会的に大きな被害を与えている。それにもかからわずに、合法的に認可され、そのアルコール消費者は刑法での取締の対象には、なっていない。反対に大麻は、ドイツ社会の中で誰一人として被害を生まず、それが原因となり他人を巻き込

す。

▼もつともカンボジアでも、吸引するのは外国人が自車タクシーの運転手ら一部の人。実は「味が良くなり、食欲も増す」と、家庭でも料理屋でもスニープの隠し味にこれを使う。隊員たちが知らずにゴクリなんてこともありそうだ。

（ブロンベンII加藤修）

(2)すでに述べたように大麻には致死量がなく、アルコールやニコチンタバコに比べて、心身に對する作用は極めておだやかであり、個人の健康上も格別に害のあるものではない。

犯罪とは人の生命・身体・財産という具体的な保護法益の侵害であるが、大麻取締法違反事件においてこの様な法益侵害はまったくみられない。大麻取締法違反事件において大麻取締法の保護法益たる国民の保健衛生を具体的に侵害する可能性は何ら立証されていないのが現実である。

大麻取締法が、かりに合憲であるとしても、その適用は、大麻取締法の保護法益とされる。「国民の保健衛生」を具体的に侵害した場合に限定されるべきである。この点に關し、厚生省の麻薬課長を証人尋問したうえで、大麻規制のあり方について問題点を指摘した判例も存するのである。

すなわち、長野地裁伊那支部は、昭和六二年五月三〇日、大麻草約二〇グラムを譲渡した件について、検察官の懲役一〇月の求刑に対し、懲役三月・執行猶予二年という従来の判例における量刑基準からすれば格段に軽い判決を下したが、特に判決の理由の中で、次の様に述べたのである。

「以上のように大麻の作用について科学者間での認識は細部に至るまで一致してはならず、未解明の点も多いが、従来は大麻精神病の存在も含め、その作用が強力であるとの見解が強く、これにもとづいて各国で大麻規制立法が規定されたが、その後一九七〇年代の主として米国における大規模な調査や実験の結果、人への作用はそれまで考えられていたほど強くはなく、他の薬物、ことにヘロイン・コカイン等の麻薬や覚醒剤に比較すればかなりの程度作用の弱い薬物であること、またアルコールに比較すれば、少量の場合の陶酔感の内容は若干異質のようであるがほぼ同様のものであり、多量、

み、人を殺した例など全くみられない。にもかかわらず、所持消費するだけで国家が介入して当局の取締の対象になっている。これは、憲法に保証された法のもとにおける平等の原則や個人の自由権に違反する。したがってアルコールの消費が合法化されている限りにおいて、大麻の消費も少量である限り合法化されるべきとしたのである。そして、一九九四年の三月にドイツ憲法裁判所は、このネコスビイチ裁判長の判断を支持したのである。そして、このドイツ憲法裁判所の判決以後、一九六八年の学生運動以来大麻啓蒙運動を続けてきた人達を中心にして大麻が喫煙できるコーヒショップも開店されようとしていることである。さらに、大麻の医学的有用性について、ベルリン医師会のフォーバー会長は、次のように述べている。「大麻は、五〇〇〇年の昔から用いられている世界で最も古い薬である。二〇世紀の初期でも大麻は、さまざまな薬利として利用されてきた。大麻は、世界の主な文化のなかで伝統的に利用されてきた。大麻が合法化された晩には、医学的有効性が実証される。」

すでにドイツにおいては、大麻製品を扱う販売店は、全国的にひろがっており、また少量の所持については、州の行政当局

慢性的使用の場合の人格荒廃、凶悪犯罪等の弊害はアルコールの方が具体的に危険であることが次第に明らかとなつて前記のような評価がほぼ支配的となつてきたことが窺われる。」

「アルコール、ニコチンタバコと比べて大麻の規制は著しく厳しい。」

「刑事責任は行為の違法性と合理的な均衡を保たれるべきであり、右観点からは、少量の大麻を私的な休息の場で使用し、かつその影響が現実には生活上害を生じなかつたような場合にまで懲役刑をもって臨むことに果してどれほどの合理性があるかは疑問なしとせず、少なくとも立法論としては再検討の余地があると解される。（この点については我が国において昭和三八年の改正前は罰金刑が選択可能であつたことが想起される。また諸外国における大麻規制の緩和については各々の社会事情も異なり、特に米国では使用者の増加による前科者の増加や取締の費用、労力の増加という事態も一つの大きな要因になつたのであつて、実情を異にする我が国にとって全面的に参考とすることはできないが、右緩和の過程において、行為の違法性と刑事責任との均衡の問題を含め、大麻規制のあり方につき全面的かつ詳細な検討が加えられた点は我が国においても参考とされるべきと思われる。」

しかしながら本件は被告人が他人の使用に供することを目的として少なからぬ量の大麻を譲渡したというものであつて、右のような場合と事案を異にしており、本件被告人の行為に適用する限りにおいて懲役はやむを得ないと言つべく、前記大麻取締法の規定は憲法二三条、三二条に違反しない。」

また、東京地方裁判所の平成五年九月八日付判決では、大麻草三一九本の栽培と大麻九〇、〇六二グラムの所持で、検察官の懲役二年の求刑に対し、懲役一年六月執行猶予三年というこれまた従来の量刑基準からすれば非常に軽い判決を示したが、刑の理由の中で「有害性が認められているアルコールやタバコが刑罰をもって一律に使用が禁じられていないことを比較すると大麻を嗜好する者にとつて、割り切れない気持ちが生ずることは否定できないであろう。」と指摘したのである。

も青少年および健康への行政的配慮として黙認するという状況である。また、ドイツの学校では、大麻、アスピスト公害、外国人労働者の子弟との共存などの問題をテーマにする社会教育が家族ぐるみの幅ひろい運動として広がっている。ドイツでは、コミ、新聞、雑誌、TV放送などを通じて、大麻の普及が進んでおり、煙草、アルコールとならんで日常品に変わろうとしている。国際大麻学会の準備も進んでおり、ドイツは、いま大麻ネットワークの推進運動は、スペイン、イタリア、イギリスなどのヨーロッパ諸国では、すすんでおり、ヨーロッパ連合から、一ヘクターあたり九〇〇〇Euro（一万三〇〇〇円相当）の大麻耕作援助金が支給されているのである。

第六 結論

以上の次第により、原告桂川直文、同沢田祐輔、同丸井英弘は、その人格権に基づき民法第七〇九条、同法七二〇条、同法七二三条により、及び原告浅田泰、同沼倉英晶、同藤井弘泰は被告との受信契約に基づき、さらに原告らは、放送法第四條一項・二項に基づき請求の趣旨記載のとおり判決を求めたものである。

「毒物」が脳を駆動する

毒名	本体	半数致死量	効き方
テタヌス毒素	破傷風菌	0.00005	神経細胞自体の破壊
ボツリヌス毒素	ボツリヌス菌	0.00005	シナプス遮断
バトラコトキシ	カエル	0.002	神経電流遮断
テトロドトキシ	フグ	0.01	#
サソリの神経毒	サソリ	0.05	#
アマニチン	キノコ	0.1	細胞自体の毒
α-ブナゴロトキシ	ヘビ	0.15	シナプス遮断
アコチニン	トリカブト	0.3	神経電流遮断
ストリキニーネ	マチン	0.98	シナプス遮断
エルゴトキシ	麦角（カビ）	1.8	血管収縮作用
アドレナリン	(A分子)	4	神経伝達物質
ノルアドレナリン	(NA分子)	4	#
青酸カリ	合成品	4.4	呼吸毒
ニコチン	タバコ	7.1	シナプス
ジギトキシ	ジギタリス	12.2	強心配媒体
ドーパミン	DA分子	100	シナプス阻害
コカイン	コカ葉	150	麻薬・局所麻酔薬
カフェイン	茶	250	強心・利尿剤
エチルアルコール	酒	8000	

※半数致死量の単位は、体重1キログラムあたりのミリグラム

物質も人間も、「毒気」が強いほど強烈な個性を発揮する。なかでも、脳内の神経伝達物質は、それに類似した化学構造の麻薬や覚醒剤を上まわるほどの強い毒性を持っている。大木幸介著光文社刊「麻薬・脳・文明」89頁より

大麻取締法・問われる立法根拠……

長野地裁 伊那支部判決の意味
丸井英弘

昭和六十二年五月三十日、長野地方裁判所伊那支部は昭和六十年（わ）第六号の大麻取締法違反事件について、懲役十月の求刑に対し懲役三月執行猶予二年という判決を下した。これは従来の量刑基準からすれば格段に軽いものであるばかりか、判決理由の中で大麻取締法の見直しを含む一歩踏み込んだ見解が示された。

この事件は、被告人が友人に対し、大麻草約二十グラムを譲渡したとして起訴されたもので、逮捕手続きや大麻の無害性について全面的に争い、厚生省薬務局麻薬課長や東京都麻薬指定病院医師等が証人として呼び出されて、二年二ヵ月、計十三回の公判が開かれたものである。

平湯真人裁判長は判決理由の中で特に次のように述べている。

「人への作用はそれまで考えられていたほど強くはなく、他の薬物、ことにヘロイン、コカイン等の麻薬や覚せい剤に比較すればかなりの程度作用の弱い薬物であること、また……慢性的使用の場合の人格荒廃、凶悪犯罪等の弊害はアルコールの方が具体的に危険であること」

「アルコール、ニコチンタバコと比べて大麻の規制は著しく厳しい」

「刑事責任は行為の違法性と合理的な均衡を保たれるべきであり、右観点からは、少量の大麻を私的な休息の場で使用し、かつその影響が現実に社会生活上害を生じなかったような場合にまで懲役刑をもって臨むことに果たしてどれほどの合理性があるかは疑問なしとせず、少なくとも

も立法論としては再検討の余地があると解される」

「しかしながら本件は被告人が他人の使用に供することを目的として少なからぬ量の大麻を譲渡したというものであって、右のような場合と事案を異にしており、本件被告人の行為に適用する限りにおいて懲役はやむを得ないと言わなければならない、前記大麻取締法の規定は憲法二三条、三二条に違反しない」

右判決については検察官も控訴せず確定している。右判決は一応有罪判決ではあるが、その中で指摘する「少量の大麻を私的な休息の場で使用し、かつその影響が現実に社会生活上害を生じなかった」事案について懲役刑を課するとすれば、少なくともその限度において大麻取締法の規定は憲法二三条、三二条に違反するとせざるをえないものであり、画期的な判決であると思われる。

大麻であれアルコールであれ、ある薬物を所持し、これを使用して「酔う」ことは、原則として自由である。それは基本的な自由および幸福追求権の行使として尊重されなければならない。

薬物の「有害性」からすると国民の健康衛生上の危険を防止するという立法目的が是認されるとしても、その目的と規制手段との間に合理的な均衡が認められない場合、そのような規制立法には合憲性は認められないのである。

大麻取締法の合憲性を求めた二つの高裁判決（東京高裁昭和五十六年

六月十五日判決、大阪高裁同年十二月二十四日判決）は、大麻の「有害性」から、その所持、譲渡、譲受に罰則を課することの相当性を肯定しているが、規制目的と規制手段との合理的均衡についての検討を全く怠っている。

ところで、憲法判断を示すにあたって、立法事実論ということが今日強く主張されている。この立法事実に関しては、最高裁大法廷昭和五十年四月三十日判決が薬事法の違憲判断を下すにあたって、詳細に分析論証した。そして、立法の合理性を構成するには、立法の合理性を裏付ける事実としての危険の発生につき、その危険の内容とその程度、発生するとみなされる危険が「単なる観念上の想定」と言えないだけの合理的根拠の存すること、代替的手段をとることの可能性、当該規制措置と目的との均衡等が明らかにされなければならない、としているのである。

大麻の輸出入、栽培、所持、譲渡、譲受を一切禁止し、この違反を犯罪として処罰するというのは、薬物に対する規制手段として最も強力なものである。言うまでもなく刑罰法規は、人の自由、財産等を強制的に奪うものであるから、行為規範としては最後に選択されるべきものであり（刑法の謙抑性、補充性）、かつ、法益侵害行為の内容とそれに対する制裁の内容は均衡していなければならないのである（責任と刑罰との均衡）。

そして大麻の「有害性」が、アルコール等と比較して極めて少なく、ほとんど取るに足らない程度のものであることが明らかになってきた現在、大麻の輸出入、栽培、譲渡、譲受による「国民の健康衛生上の危険」なるものは、全く「単なる観念上の想定」に過ぎないと言えるのではないだろうか。

さて、厚生省薬務局発行の「昭和六十一年における麻薬・覚せい剤行政の概況」によると、昭和六十一年度の大麻取締法違反事件は千六百二十四件、千三百三十七人が検挙されており、六十年度より六十四人の増加となっている。大麻事件は被害者なき犯罪と言われながら逮捕、勾留が安易になされており、事件によっては判決の確定まで何ヶ月も何年もかかるうえ、その間保釈が許可されない例も多々ある。これは実質的な刑罰と言えるものであり、本人や家族の生活が破壊されているのが現状である。

また一方、違法性の認識が極めて弱い大麻事件で、被告人を刑事罰に処することにとりかねる意味があるのかという疑問が存在する。これは特に行政改革が政治的なテーマとなっている現在、社会的コストという観点からみても問題とされねばならない。

このように大麻取締法をめぐる矛盾点は次第に明らかになってきており、この伊那判決を機に改めて大麻取締法の是非が問われなければならないと考えるものである。

（第二東京弁護士会会員）



マリファナ解禁と大麻取締法

丸井英弘 弁護士

一 はじめに

一九七七年九月に起きた井上陽水事件や最近（一九八〇年一月）のポール・マッカートニー事件によって、マスコミがマリファナ問題を取り上げるまでは、マリファナが「麻」であり「大麻」が麻の一種であることを知らなかった人も多かったのではないだろうか。またマリファナ「大麻」は麻薬暴力団の資金源という偏見もまだまだ世間には存在していると思われる。このような偏見はアメリカにおける一九三〇年代に行われた反マリファナキャンペーンと同じである。アメリカでは近年マリファナに関する科学的な研究が数多くなされ、マリファナ有害論が神話として批判されており、政府もそれを取りあげて解禁の方向に向っているが、一九三〇年代には連邦麻薬局が強力な反マリファナキャンペーンを展開し、マリファナについて大いなる誤解と偏見を広めたのである。現在の日本の状況（特に捜査当局や裁判所の姿勢）は、マリファナをヘロイン等と同様に危険視し、またマリファナが有害でなくても法律がある以上、それに違反するのは「悪」であるという悪しき法律万能主義に陥って、魔女狩り的にマリファナ愛好者を取締っている。別表にみられる様に大麻取締法違反で逮捕される人の数は年々増加し、年間一〇〇〇名を超えているのである。

しかし、法律があるというならば、日本には大麻取締法の上位法

として憲法があるのだから、憲法上大麻取締法が有効かどうかの議論をすべきである。憲法は、個人の幸福追求権や思想・表現の自由等の人権保障を第一義的な基本理念としており、特に裁判所には、少数者や国家権力に對立する者の人権を守るべき、いわゆる憲法の番人たる役割が課せられているのである。

さらに、民主主義社会においては、人民が主人公であり、法律は人民の幸福のためにのみ奉仕すべきものであって、法律が主人公では決してない。現在の国家秩序を絶対のものとして、それに盲目的に従う態度は、民主主義社会における自立した市民のあり方ではない。いかなる権威にもとらわれず、自主的判斷に従って行動する人間こそが目標とされるべきである。

マリファナ問題とそれを規制している大麻取締法をいかにとらえるかということ、我国における民主主義の成熟度を計るバロメーターであろう。

* * *

二 マリファナとは何か

マリファナとは、日本名でいえば、麻のことであり、植物学上はくわ科カンナビス属の植物である。そしてカンナビスには種として、少なくとも

カンナビス・サティバ・エル、カンナビス・インディカ・ラム、カンナビス・ルーティラリス、ジャニの三種類があることが植物学的に明らかになっている（各名称の最後にあるエルとかラムとかジャニというのはその種を發見、命名した学者の名前の略称であり、サティバは一七五三年に、インディカは一七八三年に、ルーティラリスは一九二四年に發見、命名された）。

マリファナは、日本では通常「大麻」と呼ばれるが、大麻取締法ではその一条で、「大麻」の定義として、「大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品」と規定しており、現行大麻取締法で規制されているマリファナはカンナビス・サティバ・エルと呼ばれる種のみである。

マリファナは、紀元前数世紀より、アジア、アフリカを中心として、織維用、医薬用、宗教用、娯楽用などに用いられてきた。国連統計によれば、一九五〇年段階で、約二億人が日常的にマリファナを使用していたとのことである。マリファナ（麻）は、日本社会には非常になじみの深い植物である。万葉集にも麻にちなんだ歌がみられるし、地名でも、東京の麻布や、徳島県の麻殖郡（おえぐん）とか、人名でも麻生、麻田というように麻に關係のある名前が多いし、さらに大麻神社、大麻比古神社なども存在している。

日本でも織維用ばかりでなく、医薬品として用いられてきた。

日本薬局方でも一八八六年に公布されて以来、一九五一年の第五改正薬局方までマリファナが「印度大麻草」、「印度大麻草エキス」、「印度大麻チンキ」という製品名で収載され、鎮痛剤、鎮静剤、催眠剤などとして用いられてきた。

* * *

三 マリファナは有害か

1 マリファナの作用

マリファナは通常は麻の葉を乾燥させて、タバコのようにして吸ったり、麻の樹脂から作った製品（ハッシシと呼ばれる）をタバコに混ぜて吸った

りする。

マリファナを現在多くの人が愛好しているのは、その向精神作用にある（その主要成分は麻に含まれるT・H・Cという物質であるといわれている）。

マリファナを摂取した場合にあらわれる精神作用は、摂取する時の環境と摂取する人の期待感などに影響されるのであるが、通常は次のような作用があらわれるとされている。

通常の使用量では、時間がゆつたりと感じられ、空間の拡大感を生じる。聴覚、触覚、味覚、視覚などが敏感になる。気苦勞のない解放感を感じる。空腹感が生じたり、甘いものが食べたくなったりする。

マリファナの身体的効果については、マリファナ研究について最も權威のある報告書とされるマリファナ及び薬物乱用に関する全米委員会（以下全米委員会という）の一九七二年報告では次のように述べている。

身体機能の障害についての決定的証拠はなく、極めて多量のマリファナであってもそれだけで人体に對する致死量があるとは立証されていない（ちなみにアルコールの場合には泥酔状態が致死量に近いといわれている―筆者注）。また、マリファナが人体に遺伝的欠陥を生み出すことを示す信頼できる証拠は存在しない。マリファナが暴力的ないし攻撃的行動の原因になることを示す証拠もない。

マリファナ摂取による身体機能の変化は、次のような一時的なわずかの变化である。脈膊が増加し、最低血圧がわずかに上昇し、最高血圧が低下する。眼が充血し、涙の分泌が少なくなり、瞳孔がわずかに狭くなり、眼の液圧が低下する。

そして、結論として通常の摂取量ではマリファナの毒性はほとんど無視してよいといっている。

また、全米委員会の一九七三年報告でも、マリファナ使用と犯罪との關係について、「マリファナの使用は、暴力的であれ、非暴力的であれ、犯罪の源ともならないし、犯罪と關係することもない。」と結論している。

2 マリファナ有害論批判

取締当局等は、マリファナ吸飲によって、離人感、人格喪失、直前の意

識のくもりなどが生じたり、視覚、触覚、味覚、聴覚などの感覚が鋭敏になることをもって有害としているので、この点に關し反論したい。

離人感とか人格喪失、直前の意識のくもりと表現されるものは、果たして本当に有害なものであるか。同様の現象が例えばヨガや禪では悟りといわれるものである。つまり、無の境地といわれるものは何ものにもとらわれない状態のことであり、その状態が離人感、人格喪失とも表現されているのである。また、現在の状態に意識が集中している場合には直前の意識がくもるのであって、直前の意識のくもりと現在への意識の集中は同じ状態をさすものである。離人感、人格喪失、直前の意識のくもりなどという表現はマリファナを吸飲した状態を正確に表わしたものでない。

人格喪失という点については、人格という概念に誤解がある。通常心理学において、人間の意識、行動を規定しているのは潜在意識といわれており、人格といわれるものもこの潜在意識に規定されているものである。そして、本当の人格というものは潜在意識にあるものであって、表面に現れた意識や行動にみられる人格というものは真の人格ではないのである。したがって、真の人格を見つめるには表面的な人格を喪失させることが必要になるのであってそれが仏教やヨガでいう無の境地である。

また視覚、触覚、味覚、聴覚などの感覚が鋭敏になることは何ら害のあることではなくむしろ有益である。そもそも現代人は科学技術の発達、管理社会化によるストレスの増大によって人間の本来もっていた感受性が歪められもしくは鈍感になっているといわれているのである。感覚が鋭敏になるということは本来の自然な豊かな人間性をとり戻すことであり、心身の反応が自然に正常という意味つまり健康ということなのである。

四 各国におけるマリファナ使用と規制の状況

1 アメリカの状況

①刑事制裁の状況 一九七〇年から一九七七年までにマリファナに關連して二八万七七八九人が逮捕された。一九七七年には、四五万二六〇〇

人が逮捕された。一九七六年には、四四万二一〇〇人が逮捕された。薬物使用に關連する逮捕者の七割がマリファナ使用によるものである。(FBIの一九七七年度の刑事に關するレポート)。

②マリファナの使用状況 (アメリカ国立薬物乱用委員会の一九七七年における全国調査) 四三〇〇万人のアメリカ人(成人の二五パーセント)が少なくとも一度はマリファナを使用したことがある。一六〇〇万人のアメリカ人(成人の一〇パーセント)が日常的にマリファナを使用している。一八歳～二五歳では六〇パーセントの人がマリファナを経験したことがあり、二七パーセントの人は日常的な使用者である。大学生のうち五四パーセントがマリファナの使用経験者で、二二パーセントが日常的な使用者である。③現在少量のマリファナ所持を刑事罰にしている州(交通反則金的な少額の過料にしている)は、オレゴン、アラスカ、メイン、コロラド、カリフォルニア、オハイオ、ミネソタ、ミシシッピ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ネバダ、ネバダ、ネバダ、総人口の三分の一である(一九七八年六月段階)。しかし、このような非犯罪化の結果、マリファナの使用人口はほとんど増えていない。

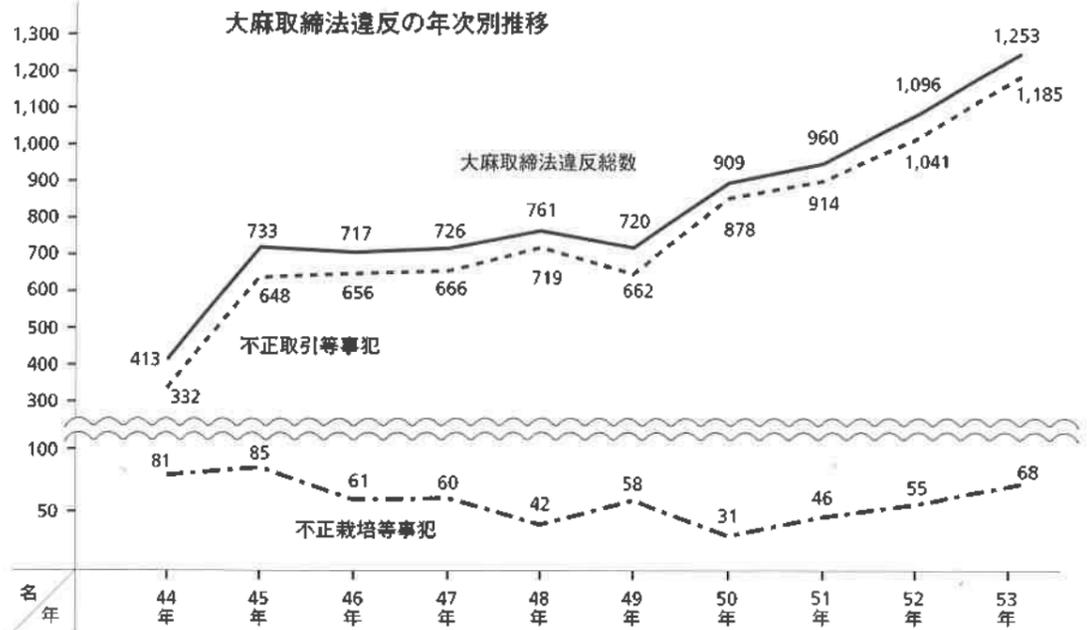
例えば、オレゴン州では一九三三年に非犯罪化がなされたが、一九七四年の統計によれば、マリファナ使用人口は一パーセントしか増えていない。(薬物乱用会議の報告)。

また、カリフォルニア州では、一九七六年一月から非犯罪化され、一九七一年前半における逮捕者の数が前年の同時期に比べ、四七パーセント減少したにもかかわらず、成人におけるマリファナ使用人口は三パーセント以下の増大しかしていない(カリフォルニア厚生省の調査)。

④裁判所の動向 マリファナ使用に対する刑事処罰を憲法違反とした裁判所が何件かすでに存在している。

特に重要なのはアラスカ州最高裁判所の判例である。アラスカ州最高裁判所は、一九七五年に全員一致をもって、成人は自宅でもってマリファナを所持したり使用したりする憲法上保障された権利を持っていると判断した。したがって、現在アラスカ州では個人で自由にマリファナの栽培、使用ができるのである。

また、ワシントン、イリノイ、ミシガンの各州の最高裁判所は、マリフ



厚生省薬務局発行「昭和53年における麻薬・覚せい剤取締行政の概況」10頁より引用

アナを他の麻酔作用のある危険な薬物と同視してマリファナ使用に刑事罰を加えるのは憲法上の人権保障に反すると判断している。

⑤カーター大統領の方針 カーター大統領は一九七七年の連邦議会に対する大統領教書の中で、マリファナ規制についての非犯罪化を提案し、次のように言っている。

「薬物の所持・使用に対する処罰はその薬物使用が個人に与えるよりも大きな害を与えてはならない。」

2 イギリスの状況

毎年約一万人が有罪とされており、そのうちの九〇パーセントは単純な所持罪であり、その九〇パーセントは三〇グラム未満の所持である。

そして有罪宣告によって、就職や教育、旅行の機会が奪われている。また、一九七五年の統計によれば、一年に八三三人が拘束刑に処せられている。イギリスでは五〇〇万人以上が過去五〇年間に刑事制裁を受けている。逮捕者の多くは若者、黒人そしてたまたまマリファナをすった者である。

3 西独の状況

人口の約二一三パーセント、二〇〇万人近い人が、マリファナを使用するかもしれないと経験があるといわれている。

4 イタリアの状況

イタリアでは少量(通常数グラム)のマリファナの所持は合法的で逮捕もされないものであるが、大量のマリファナを持っていたり売ったりすると処罰(懲役と罰金)される。IRP (The Italian Radical Party) の政党は、イタリアの前回の総選挙で三・五パーセントの支持率を獲得して国会で一八の議席を持っている。の事務所では、市民としての不服従を表わすために政党の本部事務所でもマリファナの栽培をしている。最近ではIRPが一万人の集会を組織して、マリファナの全面的合法化を要求するなどの運動をしており、また、IRPの働きかけによって社会党や共産党もマリファナの解禁を支持するようになってきている。

5 全体的に言えば、一九六一年の国際条約がマリファナをアヘン、ヘロインと同列に規制しているため、それを受けて、世界各国の法制度はマリファナ使用を刑事罰でもって規制している。

しかし、アメリカやジャマイカ以外で少量のマリファナ所持が合法化もしくは事実上取締りの対象になっていない国は、ヨーロッパではオランダ、デンマーク、イタリアである。イギリスや西独も何百万人の人がマリファナを使用しており、いちいち取締ることは不可能な状況である。

なお、インドを初めアジア、アフリカの諸国はジャマイカと同様に何百年、何千年も前から日常的にマリファナを使用している。

* * *

五 日本におけるマリファナ規制と問題点

1 制定過程における問題点

わが国におけるマリファナ規制は、一九三〇（昭和五）年、第二アヘン条約の批准に伴い、国内法令としての「麻薬取締規則」が制定された時に始まる。しかし、その規制内容は「印度大麻草、その樹脂、及びそれらを含有するもの」の輸出入が内務大臣の許可事項とされていたにすぎない。国産の麻については古くから繊維や採油用等のため広く栽培されており、特に戦争中はパラシユート等へ使用するため、麻の栽培が大いに奨励されていたほどであった。

ところが、第二次大戦後日本に進駐した占領米軍は、当時のアメリカにおけるマリファナについての偏見をもとにして全面的なマリファナ規制を日本政府当局に迫り、その結果として現行の大麻取締法が一九四八（昭和二三）年に制定されたのである。占領米軍の立法意図は、黒人兵などのマリファナ吸飲を防ぐということにあったようだが、最も肝心なマリファナ吸飲の有害性に関する科学的な検討はまったくなされなかった。法案を審議した国会議事録を調べても、保健、衛生上の観点からするマリファナの作用についての議論はまったくなされていない。国会での審議は、麻の規制によって、当時各地で麻を栽培していた農家に打撃を与えるか否か

という点のみだったのである。

このような大麻取締法の制定過程を概観するだけでも、この法律が、市民社会において妥当性を有する方法で制定されたものでは決してなく、極めて不十分な法律であるといえる。

2 「大麻」の定義から生ずる問題点

すでに述べたように、現行の大麻取締法で規制しているマリファナとは、麻のうちカンナビス・サティバと呼ばれる種のみであり、さらに向精神作用を有するT・H・Cという物質そのものは規制していない。したがって、捜査当局は、ある植物が「大麻」であるというためには、それが麻のうち、カンナビス・サティバと呼ばれる種であり、またT・H・Cを含有する物質もカンナビス・サティバから抽出されたものであることを立証しなければならないのである。

「同じマリファナなら名前が少し違ってもいいのではないか」という議論は通用しない。なぜならば大麻取締法は市民に刑罰を加える刑事法規であるから、憲法三二条の適正手続が罪刑法定主義の原則を持ち出すまでもなく厳格に行われなければならないはず、類推解釈・拡張解釈は許されないからである。もちろん前述のように、カンナビス属の三つの種が発見、命名されたのは、大麻取締法が制定された一九四八年以前のことである。

この植物分類学上の問題はアメリカではすでに法廷でとりあげられている。そのひとつが、「コリアー事件」であり、一九七四年三月一九日、コロラド特別区上級裁判所で次のような判決が出された。

「刑事制裁における立法の不備は立法府によってのみ修正されなければならない。裁判所は拡張解釈をしてはいけない。マリファナ所持を規制したコロラド州の法律は、カンナビス・サティバ・エルのみ適用されるのであるから、国は押収したマリファナの種が合理的な疑いを越えて、カンナビス・サティバ・エルであることを立証しなければならない。本件において、検察官は合理的疑いを越えて、右事実を立証できなかった。」

また、一九七四年一月には、ウィスコンシン州西部地区裁判所も、同様の判決を出している。

3 保護法益が不明確で罰則のみが過酷

大麻取締法は、「大麻」の栽培、輸出入については懲役七年以下、所持、譲渡については懲役五年以下という重罪が規定されている。ちなみに未成年者略取・誘拐罪は三月以上五年以下の懲役であり、「大麻」の所持、譲渡が未成年者を略取したり、誘拐した場合と同様の悪質な犯罪とされているのである。なお、当初の大麻取締法では罰金刑が選択できるようになっていたが、一九六三年にヘロイン乱用対策のため麻薬取締法の罰則が強化されたのに便乗して罰則が強化され罰金刑が廃止されてしまった。したがって現行法では仮りに刑の執行が猶予されても、公務員などは身分上の欠格事由があるために自動的に失職してしまうという極めて過酷な刑罰となっている。

ところが、果たして「大麻」の吸飲に右のような重罰を科すほどの実害があるのか否かが問題である。

いうまでもなく、刑事罰、特に懲役刑は人の身体、行動の自由に対する重大な制約であり（もちろん捜査過程における逮捕、勾留も同様に重大な規制である）、人権保障の観点からしてその制約は必要最小限のものでなければならぬ。したがって大麻取締法が憲法三二条（幸福追求権）や、三二条（適正手続）に適合するためには、その保護法益が具体的に明確なものであり、かつ重罰も適正なものでなければならぬ。

ところで、大麻取締法の保護法益は毒物及び劇物取締法一条や麻薬取締法一条のような目的規定がないために法文上は不明確であるが、通常右各法と同様に国民の保健衛生といわれている。しかし、近代市民社会においては、人は原則として自由に考え、行動することができ、そのような自由の制限は例外であり、特に刑罰を科するには、具体的な社会的被害が明確にならなければならないのであって、国民の保健衛生という抽象的な概念が保護法益とされていること自体が問題である。

例えば、酒、タバコが「大麻」の吸飲以上に保健衛生上害のあることは明白でありそれらとの比較において何故「大麻」の吸飲がより強く規制されなければならないのかという点はまったく不明確である。この意味で大麻取締法は憲法一四条違反の疑いもある。

そもそも犯罪とは、倫理や価値観の侵害ではなく、具体的に他人の生命

財産を侵害するところに成立するものである。刑罰的な表現を使えば法益の侵害危険のないところに犯罪はないのであり、犯罪とは法益の侵害危険に尽きるということになる。

マリファナ吸飲が人体にも社会的にも有害であることが立証されていない以上、大麻取締法は保護法益なき法律であり、被害なき犯罪を生み出す悪法の典型であるといわざるを得ない。

結局、大麻取締法違反事件における被害とは、マリファナ使用による害ではなく、逮捕・勾留・起訴された市民やその家族の被る人権侵害のみである、といつて差しつかえない。

マリファナが、実質的に人体や社会にとって有害でない以上、マリファナがもたらす意識の変化・拡大は、音楽・文学・絵画等の文化・芸術活動や宗教等がもたらす情動の変化と同様の意味づけがなされてしかるべきであろう。

マリファナによる意識の変化は、自己喪失や妄想とは峻別されるべきであり、自己認識をより明確にし、人と人を豊かに結びつける契機を与えるものである。この意味で「ジョイント」＝平和の草とも呼ばれる。

このような作用をもつマリファナ吸飲を刑罰で規制することは、人の精神の自由を抑圧し、創造的な生き方を否定するものといわざるを得ない。

（まるい。ひでひこ）



薬物使用と非犯罪化

丸井英弘 弁護士

はじめに

薬物使用と非犯罪化の問題を検討するためには、薬物使用によってどのような害が生じるのか、また害が生じるとしても刑事罰をもって規制するのが適当であるか否かを明らかにしなければならない。

市民社会において最も尊重されなければならない価値は、個人の生命、身体、財産、であり、また思想、表現、趣味、嗜好の自由である。これらは基本的人権として、近代憲法の中心的内容となっている。ところで刑事犯罪とは、その違反者に対して、身体的自由を制約し、経済的不利益、社会的地位の剥脱を科するものである。それを科される者にとっては人権侵害そのものである。したがって薬物使用に対する刑事罰が許容されるのは、その薬物使用によって、具体的な社会的被害が立証されている場合に限定されなければならない。そうでなければ、薬物使用という個人の趣味、嗜好に国家が介入することになり、個人の自由を否定する家父長的、権威主義的社会になり、管理社会化がより一層進行するであろう。

特に、マリファナ使用の様に、具体的な社会的被害が立証されていないものについて、懲役刑でもって規制し、毎年一千人以上もの逮捕者を出している日本の現実は、国家権力が、個々人の趣味、嗜好に介入し、その行動を監視することを意味している。

また、仮りにある種の薬物を使用して、人に危害を加えた行為、すなわち、傷害行為自体刑法でもって規制されているのであり、さらにたとえば酒気帯び運転や薬物の影響によって正常な運転ができないおそれのある運転は、道路交通法六五条、六六条等特別の罰則があるのであるから、具体的な被害が発生しない前段階でもって、薬物使用を規制することは、一種の予備罪もしくは予防拘禁に類するものであって、人権保障を第一義とする社会にあつては極力避けなければならない。

薬物の所持、使用に対する処罰は、カーター大統領が、連邦議会に対する薬物乱用に関する一九七七年の大統領教書でもいつている様に、その薬物使用による害よりも大きな害を与えてはならない。

もとより筆者は、薬物使用を野放しにせよと主張して



いるのではない。むしろ現在の薬事行政はマリファナ等を厳しく処罰する一方で、キノホルム、クロロキン、チクロ等有害物質を野放しにして、多くの悲惨な薬害問題を引き起こしているのであり、薬物に対する正確な情報の提供と適切な規制は極めて遅れているといつてよい。現在必要なことは、まず第一にいろいろな薬物に対する正確な調査と情報提供であり、その上での有害な薬物に対する適切、有効な規制である。

本稿においては、薬物の定義とその特性を検討したうえで、薬物規制のうち特にマリファナ規制が被害者なき犯罪の典型であるとの観点からマリファナ規制を中心に薬物規制の問題点を論じたい。

二 薬物の定義

マリファナなどの作用について論議する場合、薬物であるとか麻薬であるとかという形で行われるが、これら

は薬物や麻薬についての科学的定義に基づくものではない。ずいぶん。

マリファナと薬物乱用に関する全米委員会の第一次、および第二次報告でも指摘しているように、薬物の科学的定義は、「その化学的屬性によって生物の構造あるいは機能に影響を及ぼす食物以外のすべての物質」といわれる。したがって、農薬や産業に使われる化学物質も含まれる。

この定義は、積極の意味も消極の意味もっていない。薬物と食物を含む一切の物質は人間に対し望ましい効果をもつ場合もあれば、望ましくない効果をもつ場合もある。たとえば飲食は人間の生存にとって必要であり、また楽しいこともある。しかし過度に摂取したり、その人の体質に合わない場合には内臓疾患や高血圧、糖尿病等が発生させる。

しかし、薬物という言葉が、マスコミや捜査当局あるいは裁判所等で取り上げられている様な薬物乱用とか薬物問題といった文脈で使われている場合は、薬物の意味は科学的、客観的というよりは社会的、主観的に使われている。ある薬物を有益とか有害とか分類するのは、分類をする人が何を望ましいと考えるのかという価値判断に大きくかかってくる。特に薬物の中でもマリファナとかアルコール、タバコ、コーヒー、鎮痛剤などのような精神的に作用するいわゆる向精神薬（感覚・感情などの精神状態を変化させること）によって行動に影響を及ぼす能力を有する物質は、薬物の作用に対する有害か無害かの判断は、判断をする人の価値感に基本的にかかってくる。

全米委員会の第二次報告一〇、一一頁でも次の様述べている。

「薬物という言葉の正確さは深刻な社会的影響を与えて

きている。一般大衆は街中の薬物と医学的な薬物とは全く違った原理に従って作用すると信ずる様に条件づけられている。その結果、街にあるいわゆる薬物の危険性は過大視される一方、医療薬については、その危険性は見逃されている。このような混乱はなくさなければならぬ。アルコールは、疑いもなく薬物である。すべての薬物は、同一の一般原理に基づいて作用する。そしてこれらの薬物の効果は、量によって変るのである。各々の薬物には望ましい効果の意味における効果力があり、ま

た望ましくない効果すなわち中毒性があり、さらに致死量がある。大量の場合には、すべての薬物が危険である。薬物使用の個人的なもしくは社会的影響は、摂取の回数、期間によって増大する。したがって、薬物に対する政策は、右の様な同一の原理に基づいて、全ての薬物に適用するという基本に立つて始めて、一貫性のあるものになる。」

* * *

表1 向精神薬の特性

薬物名	精神的依存性の程度	薬物摂取の常習によって社会的行動に与える可能性	禁断症状の程度
アルコール	高	高	高
モルヒネ	高	高	高
ヘロイン	高	高	高
コカイン	高	高	低から中
ニコチン	高	無	低
メスカリン	低	無	無
LSD	低	無	無
ヒロシピン	低	無	無
カフェイン	低	無	無
合成THC	中	中	低
カンナビス (マリファナ)	低 (注1)	中 (注2)	低

マリファナおよび薬物乱用に関する全米委員会第2次報告（1973年発表）116～117頁より筆者がまとめた

三 麻薬の定義とマリファナ

すでに述べたように薬物の定義は極めてあいまいであり、主観的な価値判断的要素が強いものであるが、麻薬という言葉も同様に極めてあいまいに使われている。特にマリファナに関しては、麻薬であるとの前提の上での議論や報道がみられる。

一九七七年九月一日付の朝日新聞は、フォーク歌手の井上陽水氏の大麻取締法違反による逮捕を大きく報道しているが、その見出しは「麻薬にすぎた虚像」「スター扱いに疲れ、甘え、おごりを許す芸能界」というものであった。

そして、その翌日（一九七七年九月一日）付の東京新聞も、「幻覚、陶酔感の魔力、陽水をとりこにした麻薬ミニ辞典」なる見出しの記事をのせている。この様なマスコミの態度は現在でも大して変わらない。

麻薬という言葉は、一九二四年（大正一四年）にジュネーブで開かれた第二回アヘン会議で作成された第二アヘン条約批准実施に伴い、国内法令としての内務省一七号「麻薬取締規則」が昭和五年に制定された際にできた言葉であって、当時業界紙で麻薬とは何だと大いに騒がれたそうである。当時、日本で問題になっていたのは、アヘン（その原料はケシ）、ヘロイン等のアヘン系薬物であり、「アヘン類似品」「麻酔薬」「危険薬品」という名称も使われていたのであって、「麻薬」という言葉は「麻酔薬」からでてきたものと思われる。つまり「麻薬」の「麻」は「麻酔薬」の「麻」であり、「大麻」の「麻」は「アサ」のことであって、両者は何の関係もないのである。さらに「麻薬」の科学的定義からしても、マリファナは「麻薬」ではない。「麻薬」を具体的に定義すれば次の様にいいうるであろう。

「強い精神のおよび肉体的依存と使用量を増加する耐性傾向があつて、その使用を中止すると禁断症状が起り、精神および身体に障害を与え、さらには種々の犯罪を誘発する様な薬物」。

しかしながら、マリファナは薬理的にも社会的にも右の様に言われる「麻薬」では決してない。

マリファナが「麻薬」の一種であるとされた理由として、従来次の様な有害性があるといわれてきた。

- ① 身体的依存がある。
- ② 強い精神的依存によって害悪が生じる。
- ③ 耐性が上昇する。
- ④ 人を攻撃的にして、暴力犯罪をひき起こす。
- ⑤ 催奇型性がある。
- ⑥ 踏み石理論（マリファナの害が、かりにそれほどではないとしても、マリファナを吸飲するとより強い刺激を求めて、ヘロイン等の使用に進んでいく）。

しかし、以上の点については、客観性のない「神話」であつて、通常のマリファナ使用は個人的にも社会的にも害がないということが次の権威ある資料によって明らかになっている。

- ① 一八九三年から一八九五年にかけてのイギリス政府調査団によるインドにおけるマリファナ使用についての調査報告。
- ② 一九三一年から一九三二年にかけてのパナマ地域に駐留していたアメリカ軍人のマリファナ使用に関するアメリカ軍の調査報告
- ③ 一九四四年に発表されたラガーディア報告
- ④ 一九七一年のWHO科学研究所グループの「キャンナビスの使用」と題する報告
- ⑤ マリファナおよび薬物乱用に関する全米委員会の「マリファナ——誤解のきざし」と題する一九七二年に出された第一次報告
- ⑥ 同委員会の一九七三年に出された第二次報告
- ⑦ アメリカ教育・福祉省の連邦議会に対する報告

いではなく、精神的依存が強くなることによつて、薬物入手を求めて人を傷つけたり、窃盗などのいわゆる破廉恥犯を犯すことが問題なのである。

て、その理由は、舶来品に対する好奇心とタバコが諸病にきくと信じられてきたことによるけれども、主たる原因は喫煙によつて生ずる一種の麻酔的快感が喫煙者の本能的嗜好を満足させるのに最も適合していたといわれている（穂積陳重『続法憲夜話』岩波文庫、一三一一—一三五頁参照）。この様な見解は、現在のマリファナ問題と共通しており大変興味深い。

五 恣意的な薬物に対する規制

向精神作用を有する薬物は無数にあるが、その規制は、時の権力者によつて極めて恣意的に行われてきた。

たとえば、タバコは、一六〇〇年ごろ日本に伝来し、急速に大流行したが、徳川幕府は、一六〇九年（慶長一四年）にタバコの喫煙、売買、栽培を禁止する法令を出し、また諸藩においても同様の禁令を出した。特に薩摩藩では、タバコの喫煙者に対して死刑まで科した。この様な禁令をした理由は、喫煙が無益の出費であること、失火の原因になること、タバコの栽培は良田をつぶし田畑を荒らすこと、とされてきた。しかし、タバコの流行は到底これをおさえることができず、寛永時代（一六三三年）以降には、右の法令は有名無実となり、女性にまで大流行したのであつた。そして一七一六年には八代将軍吉宗が、農民の収益増加のために、タバコ栽培を奨励する様になり、また死刑まで科した薩摩藩では、天下の名産となつた薩摩タバコを栽培する様になった。さらに一七五〇年には九代将軍家重が徳川家歴代の家憲を破り喫煙したといわれている。

ところで、何故タバコが急速に大流行したのかについて

四 向精神薬の分類と特性

向精神薬の特性を分類すれば、表1の様になる。このうちモルヒネ、ヘロイン、コカイン、LSDは麻薬取締法で麻薬に指定されており、キャンナビスのうち植物学的にキャンナビス・サテイバ・エルと分類される麻の一種が大麻草と定義されて大麻取締法で規制されている。いずれも懲役刑を中心に極めて厳しい罰則になっている。

（注1）「精神的依存性」について。
マリファナ使用については身体的依存（禁断症状）はないけれども、WHOの「キャンナビスの使用」という報告や全米委員会の第一次報告でも、重度もしくは大量の使用には精神的依存性があるとされる。しかしながらこの精神的もしくは心理的依存性という表現は、習慣性とか薬物という言葉と同様に、価値評価的に解釈される傾向があり、薬物の作用を検討する場合には注意を要する。

精神的依存性というのはあるものに対する心理的欲求にすぎない。この現象は元来価値評価を含まないものであるが、問題はそれを否定的に解釈することにある。

あることが好きで何度も同じことをしている場合には、そのことに対し精神的依存があると見える。したがつて、誰かに対し恋愛感情が起ればその人に対し精神的依存性があるということになるし、マージャンが好きならばマージャンに対し精神的依存をしているということになる。また、毎朝お茶やコーヒーを飲んだり、ネクタイを始めて会社に行かないと落ち着かない人は、お茶やコーヒー、ネクタイをしめるということに精神的に依存しているものであり、さらには、毎朝会社へ行くということそのものに精神的依存をしているといえるのである。したがつて、薬物に対する精神的依存はそれ自体が悪

動物性のTHCも、がまがえるからも抽出することができ、現実に大麻という名称で、呼吸困難、強壮強健、気付け薬として市販されている。

六 日本におけるマリファナ規制の歴史と問題点

日本においてマリファナ規制が初めてなされたのは、一九三〇年（昭和五年）第二アヘン条約の批准に伴い、「麻薬取締規則」が制定された時に始まる。しかし、その規制内容は「印度大麻草、その樹脂、及びそれらを含むするもの」の輸出入が内務大臣の許可制とされていただけで、製造は届け出制、販売はまったく自由であった。繊維をとったり、油を得るためや、また戦争中にはパラシュートなどの軍事物資に用いるために栽培が奨励されていた国産麻が、規制される様になったのは第二次大戦後である。日本に進駐した占領米軍は、当時アメリカにおけるマリファナについての偏見をもとにして、マリファナ規制を日本政府に迫り、その結果、大麻取締法が一九四八年（昭和三十三年）に制定された。占領米軍の立法意図は、黒人兵などのマリファナ吸引を防ぐということにあつた様だが、最も大切なマリファナ吸引の有害性についての科学的検討はまったくなされなかつた。そのため政府当局者も立法に疑問を抱いていたし、現実には麻の栽培をしていた農民は猛反対をした。さらに、この法律は、向精神作用をもつといわれるTHCそのものは規制しておらず、また、麻のうちキャンナビス・サテイバ・エルと呼ばれる種のみ規制しているもので、たとえば、従来規制していた「印度大麻草」は学名がキャンナビス・インディカ・ラムと呼ばれるものであるからこの法律の規制

外となることになり、立法目的、内容ともに極めて不明確かつ不備なものである。

そしてこの法案を審議した国会審議でも「このような法律を作ると、国民が必要としている麻を栽培する農民がいなくなるのではないか」と反対の声もあがっていた。したがって、一九五一年九月八日にサンフランシスコ平和条約が成立した後、占領法制の再検討がなされた際に大麻取締法の廃止が政府当局者によって考えられたほどである。

しかしながら、大麻取締法は廃止されるどころか、一九六三年になって、大麻吸引の有害性についての研究が不充分のままに、罰則が強化され、従来あった罰金刑の選択が認められなくなった結果、現行法のように懲役刑のみという極めて硬直した法律になった。罰金刑の選択廃止というのは極めて重要な問題であり、慎重にしなければならぬのに、理由はまったく不明確なままであった。一九六三年当時は、ヘロインの乱用が社会的に問題になっており、その対策のために麻薬取締法の罰則強化がなされたのであるが、この措置に便乗して、何ら合理的理由も必要性もないままに大麻取締法の罰則も強化されてしまったのである。

いずれにせよ、立法の目的および根拠が不明確で、しかも罰則のみが厳しいこのような法律は憲法二三条、一四条、三二条、三六条にてらし問題であるといわざるをえず、廃止されるべきであろう。

* * *

七 国家は何故大麻使用者を処罰するのか

この章では、大麻取締法上、大麻の定義は、カンナビ

るといふ全体主義国家にむける法律であるといえる。

ところで、前述の判決でいう「社会の態度」とは何か。その真の意味するところは「国体」概念と同様に国家の支配秩序の維持ということであろう。

何故なら、厚生省や裁判所は大麻使用の幻覚性を非常に強調するからである。たとえば、東京地方裁判所八王子支部の昭和五二年二月一八日付判決は次の様に言っている。「そして大麻の場合は、麻薬や覚せい剤について見られる、いわゆる薬物依存性や、禁断症状はほとんど認められないとされているが、問題は前記のような大麻吸引が幻覚剤と同様な効果を引き起こすところであり、一時的にせよ精神異常と考えられる状態を野放しにした場合においては、これに親しむ人を健康な勤労生活から逃避させ、怠惰な官能追及に落ち入らせるおそれがあり、さらには被暗示性の増大の面から、犯罪行為に走り、またはこれに巻き込まれるおそれも考えられる」。

大麻使用によって多幸感が生じたり、触覚、視覚、味覚、音感が鋭敏になり、大量に使用した場合に（しかし、通常は満腹感が生じて、その摂取量をコントロールできるため、大量使用というのは通常ありえない）離人感や幻覚（つまり意識の変化）が生ずることは、前述の様にWHOのレポートなどで報告されているところであるが、しかし、判決でいう様に人を健全な勤労生活から逃避させたり、また怠惰な官能追及に落ち入らせたり、さらには犯罪行為に走らせたりするという事実は何ら証明されていないのである。それなのにあって判決が大麻の幻覚作用を強調して「健全な勤労生活」「怠惰な官能追及」「犯罪行為に走る」ということを強調するのは何故であろうか。

それは人民の幻覚つまり意識の変化に対する国家の潜在的恐怖にあるのではないだろうか。つまり、現在の日本という国家は、利潤追求を至上命題とする資本主義経済を政

ス・サティバ・エルのことであるから、マリファナという一般表現はしないで大麻という言葉の方をする。

捜査当局の言い分や裁判所の判決では国民の保健、衛生上の観点から大麻使用を取締るといふものであるが、酒、タバコに害があることは裁判所の判決でも認めているし、また、私が担当したある裁判における厚生省の当局者の証人調べでもはつきりと酒の方が害があることを証言しているのであって、大麻使用を取締る合理的理由は極めて不明確である。

たとえば、大麻取締法違反事件について昭和五二年七月二八日に言渡された東京地方裁判所の判決によれば次の様に言っている。「また、弁護人は、アルコール及び煙草との比較から憲法一四条違反をいうが、アルコール及び煙草についてもこれを多量に使用するときは有害であることは医学的常識であり、近時その弊害の重大さが認識されてきているが、これらの物はわが国の社会において嗜好品として長年月にわたって用いられて定着して来たものであって、その持つ社会的効用をも考慮すると、国民健康上の見地のみから直ちにこれを禁止することができないことは明らかであって、そうだからといって大麻の使用を禁止することが不合理とはいえない」。

さらにアメリカとの比較については、「我が国においては、追時大麻の使用が増加の傾向にあるとはいえず、その使用人口はごくわずかであると推認され、大麻に対する社会の態度もアメリカの場合と全くその事情を異にするのであるから、わが国において個人的使用目的のための大麻の所持が懲役刑を以って禁止されていることが不合理であるとはいえない」。

もし大麻が本当に有害であるならば、たとえばアメリカの場合、大麻使用者が増加すればする程、国民健康上の観点からしてより厳しく処罰しなければならぬは

治的に支えるものであり、そこには、基本的に支配者たる資本家階級と被支配者たる労働者階級が存在している。そしてその支配、被支配の構造が一つの秩序となり、たとえば一夫一婦制や教育制度もその秩序に奉仕するものとして国家が成り立っている。法とその担い手たる裁判所は基本的に支配者の価値観を具現するものであって、右の様な支配、被支配の社会秩序に奉仕するものである。

ところで、幻覚つまり意識の変化という作用は、現存の価値観、思考方法を否定もしくはそれにとらわれない作用すなわち「意識の解放」につながる。この「意識の解放」こそ国家はその存立基盤たる支配秩序を否定するものとして最もおそれるのであって、大麻使用による「健全な勤労生活の逃避」「怠惰な官能追及」「犯罪行為に走る」ことの具体的な内容、および大麻使用との関係を客観的に吟味することなく、それらのおそれがあるとして、大麻使用の有害性を認定しているのである。

* * *

八 意識の変化と解放

結局のところ、マリファナの作用について議論をする場合に、それが悪いとされる理由は意識に影響を与えるからということにつきるのではないかと思われる。

そこで、意識を変化させることの意味について、特に筆者の考えを述べたい。

意識の変化ということとは、何ら否定されるべきことではない。何故ならば、人間が人間であるという存在証明はまさに人間が意識をもっているということにあり（意識のない人間は機械ではない）、その意識を変化させることによって、あらゆる文化、芸術が創造されてきたからであ

ずである。また、日本の場合、大麻使用人口が少なく、大麻に対する社会の態度がアメリカと異なり厳しいことをもって大麻所持に対し懲役刑を科することの合理的根拠と、他方において、酒、タバコが有害であるのかかわらず、嗜好品として定着されていることをもって処罰をしないとするならば、大麻使用に対する処罰の根拠は、「国民健康上の見地」ではなく、結局「大麻使用人口が少なく」と「大麻に対する社会の態度が厳しい」ということになってしまふ。

「大麻の使用人口が少ない」ことをもって処罰の根拠とするのはまったく理由にならない。大麻取締法の目的は、大麻に害があることを前提にして国民の衛生を守るということにあるのだから、むしろ、大麻の使用人口が多ければ多い程厳しく取締るべきであり、逆に大麻の使用人口が少ないことは取締るべき理由にはならない。

また、判決は「社会の態度」を問題にしているが、刑事罰の根拠として何ら内容のない「社会の態度」を用いること自体、大麻取締法が「社会の態度」による思想差別、つまり、大麻使用者の精神ないし趣味の自由に対する差別を意図した法律であることを明らかにしたものである。

しかし、近代市民社会において刑事罰の対象になるのは、たとえば人を傷つけるという様に具体的な行為であり、その刑事罰によって保護されるものつまり保護法益は、具体的には人身の安全ということである。抽象的なあるいはマスコミが作り上げた「社会の態度」というものは戦前における治安維持法における「国体」概念と同じく、そもそも近代市民社会における刑事罰の保護法益にはならないものである。

したがって、大麻取締法は、治安維持法と同様に、「大麻使用」という人の思想ないしは、趣味、嗜好を処罰す

る。人を好きになったり、嫌いになったり、幸福とか不幸と感ずるのも意識の変化によるものであり、また国家とか法律も、人間の意識の産物でしかない。大麻取締法も、大麻が悪いものだという意識で作られたものにすぎない。

結局、人間が生きているということは、意識を抜きには考えられず、意識の変化、拡大をどれだけでいいのかということにかかっている。そして、人間が疎外されず、主体的に生きたいならば、その意識を主体的なもの、創造的なものへ変化、発展させていくしかない。

マリファナは意識に影響を与えるものであるが、それは表面的意識をリラックスさせる効果をもつものである。気が落ち着く、ゆったりとする。聴覚、触覚、視覚、味覚などが敏感になる、と表現される。この意味でマリファナは、抑圧の多い日常生活に、精神のくつろぎを与えるものであって、有害というよりは有益なものであろう。

ところで、マリファナの作用は、表面的意識をリラックスさせるが、そのリラックスさせた状態をどの様に深めるかということとは各人の個性、主体性の問題である。つまりマリファナは、表面的意識を解放し、自己と世界との関係を明せにし、ありのままの自我、本性の発見の契機になりうるものではあるが、それはあくまでも契機であって、それ以上でもそれ以下でもない。人間行動を基本的に規定しているのは潜在意識であるが、マリファナとは関係がなく、各人の責任、主体性にかかっている。

しかしながら、意識を拡大、深化させたいという欲求は、意識をもつ生物たる人間としての自然な本性であり、その存在証明でもある。そして、法的にいえば思想、良心の自由、表現の自由、幸福追求権の根底にあるものである。この意味でマリファナ使用を刑事罰でもって規制することは、人間としての基本的自由たる「意識―思想」の自由を抑圧するものといえるだろう。（まるい、ひでひろ）

「大麻に有害性ない」

第二東京弁護士会(戸田謙会長)の司法制度調査会(石川泰二委員長)では、十一月四日開かれた全体会で、「大麻取締法の見直しについて」と題する意見書を採択した。

現行の大麻取締法では、知事の免許なしに大麻の栽培、所持、譲渡等ができず、また、厚生大臣の許可を受けなければ輸出入、医薬品としての施用等できないことになっており、違反した場合、栽培・輸出入は七年以下の懲役、所持・譲り受け・譲渡・使用は五年以下の懲役に処される。

意見書は、大麻には従来考えられていたような強い有害性はないと認識されるようになってきたとの観点から、刑事政策的に罰金刑の選択の余地を認めるべきだとしている。さらに、大麻の害についての未解明部分を科学的に調査する必要性を強調、大麻取締法改正の当否については、日弁連レベルの専門機関で検討すべきだとしている。

意見書は次の通り。

一 大麻取締法(昭和二十三年制定)は、大麻草(いわゆる麻)とその製品について、知事の免許を受けなければ、栽培し、あるいは所持、譲り受け、譲渡、研究のための使用をしてはならず(二三条)、厚生大臣の許可を受けなければ、輸出入、医薬品としての施用等をしてはならない(四条)と規制している。そして、これに違反した場合、栽培、輸出入は七年以下の懲役(二四条)、所持、譲り受け、譲渡、使用は五年以下の懲役(二四条の二)に処するものとしている。同法が大麻につきこのように規制しているのは、抽象的には国民の保健衛生のためということであり、具体的には麻の葉を乾燥させたものあるいは麻の樹脂から作ったもの(マリファナ、ハシシといわれる)を吸引すると、日常と違った感覚、陶酔状態になり、このような精神作用(この作用は麻に含まれるTHCという物質によるものといわれる)が、身体的あるいは社会的に有害で

大麻取締法改正を提言

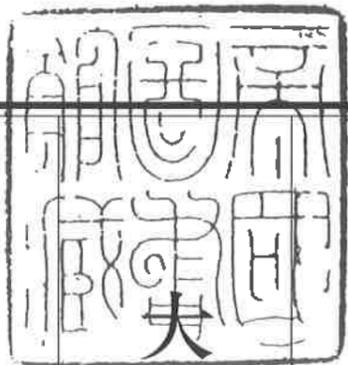
第二東京弁護士会
司法制度調査会

あるからとされている。
二 これに対し、近時、右のような規制の合理性について疑問が呈されている。

その第一は、大麻の有害性についてである。すなわち、大麻には向精神作用はあるがその強さはアルコールやタバコほどではなく、身体的に有害というほどのものではない。その使用は、個人の趣味、し好の問題であり、これを処罰するのは不当であるとする。

第二は、法定刑の過重な点についてである。すなわち、仮に大麻が無害でないとしても、その害は従来考えられていたほど強くはないことは明らかであるから、個人使用の所持に五年以下の懲役刑のみで処罰するのは重きに過ぎる。この点については、昭和二十三年の立法時には三年以下の懲役または三万円以下の罰金という比較的ゆるやかな罰則であったものが、昭和三十八年に現在のように五年以下の懲役のみに改正されたものであるが、その重罰化には何ら科学的根拠があったわけではなく、不当な改正であった。また事案によっては罰金刑をもって処断するだけで十分なことも多いにもかかわらず、懲役刑しか選択できないため仮に執行猶予がついても自動的に職を失うこともあり、刑事政策上も、選択刑として罰金刑を科することができるようにすべきであるとする。

三 別紙に挙げた資料を参照すると、右の疑問には相当の理由があると思われる。すなわち、大麻には従来考えられていたような強い有害性はないと認識されるようになってきており、少なくとも刑事政策的に罰金刑の選択の余地を認めるべきと思われる。かかる点から、大麻取締法を見直す必要があると考えられるが、大麻の害についてはなお未解明な点も多く、さらに科学的な調査が必要と思われる。同法の改正の当否については、日弁連レベルの専門機関で検討するのが相当であると思料する。



麻の研究



昭憲皇太后御歌
 おもはふは多岐
 いとほむ心とや
 ほたみちり
 ことわとをきり
 あつたほむみちり
 男爵 奈良武次閣下

昭憲皇太后御歌

樞密顧問官 陸軍大将男爵 奈良武次閣下

國産
 第一
 野州麻
 研究
 米内光政閣下

題字

海軍大臣海軍大将 米内光政閣下

國産
 愛用
 野州麻
 研究
 有馬頼寧閣下

題字

農林大臣 伯爵 有馬頼寧閣下

序……………

大麻は本邦に於ける重要な繊維作物の一にしてその盛時にありては一ヶ年皮麻三百餘万貫を生産したりしが其の後低廉なる外國産麻類の輸入と綿絲代用品との強烈なる壓迫を蒙り漸次衰退の情勢を示しつつあり。

然れども本邦に於ては上代より各地到る處に大麻の生産を見、且つ自給自足を以つて生活し來れるものにして、今日土地の開拓改良並に生産の指導獎勵如何によつては麻類の生産額を増加し輸入を遞減することさして難きにあらざるべし。

殊に傳統を誇る野州麻は生産額大なるのみならず品質優良にして軍需品其他に他の代用し得ざる長所を有す。

今回『大麻の研究』が栃木縣に在住する新里、長谷川兩氏の調査研究により上梓さる、事誠に欣快に堪へず。これ皆に當業者の参考に資するに止まらず、廣く各方面に涉つて裨益する所甚大なるものあるべきを信じて疑はざるなり。

記して序文となす。

昭和十二年七月廿七日

吉野信次

序

古來瑞穂の國と唱へられ、千足の國と呼ばれた我國は、現在農村の實狀に照して果して、しかく言ひ得るであらうか。むしろ、農民の困憊、農村の疲弊はその極に達し、農村ゆきづまりの聲が隨所に聞かされる事、實に深刻なものがある。而して、學者、實際家の中には農村の將來に多くの望みをかけて居らぬものが相當多いやうにさへ思はれる場合がある。

自分は訪歐の途次嘗つて丁抹國に遊んで同國の今日ある以所のものが決して偶然の出來事でなく、同國民の合理的な、眞摯な不斷の努力勤勉の結晶であることを深く感じ、爾來農道といつたやうな事を深く考へさせられてゐる次第である。

兎も角、農村を生かす事の第一義は眞の農村の姿を知悉する事といふことである。眞の農村の姿を知らなければ何事も出来ない。農村の一特色であつた麻の如き今日忘れられ勝ちである。この意味に於て、自分の兄弟の様に親しくして居る郷友新里君とその友人長谷川君の共著にかゝる『大麻の研究』は非常に有意義なもので、農村の爲めにも、亦國民の爲め

序

我國に於いて大麻に關した事柄は、万葉集初め日本書紀等の古代文献に到る迄豊富な記事が現はれてゐる。

かくて大麻は一般民衆と深い交渉を最初から持つて居たもので、それが或は詩となり歌となり、風俗の上にも影響を來してゐる。

輓近大麻はその安價な代用品の爲に、生産領域を侵略されつゝあるが、大麻には代用品に於いて満されない、素質が存する。そして漁業上から言つても軍事上から言つても、服飾の立場から眺めても、今後益々助長發展さすべきものであると思ふ。

今回長谷川、新里兩君は實直な研鑽になる『大麻の研究』を發行する、との事であるが誠に結構な企てであつて世の大麻業者を裨益すること甚大なるべきものあるを思ひ敢て江湖に推薦致す次第である。

昭和十二年八月三日

宇都宮高等農林學校長 山縣 宇之吉

にも有り難い事と感謝せざるを得ない。この書の特徴とする所は從來の如く農産物としての概論や商工上の立場を單に素通りした觀察に終らずに、經濟的に見た大麻の實際栽培、軍需品としての將來性と自給自足の提唱、民族生活に根強く喰ひ込んだ大麻の姿等を一々明快丁寧に記述し今後の大麻製作者への指針、大麻販賣業者への一大警告が含まれてゐる點に存する。著者の透徹した研究に大いに敬意を表せざるを得ない。

一体農村經濟の事は言ふべくして實際は非常に至難な事に屬する。本書が言ふ所の如く『大麻政策の根幹に觸るゝもの』であつて幾多事業關係者、爲政家、教育諸士の間にも多大な裨益を齎すであらうことは想像に難くない。而も大麻に關する研究書の中で從來にない充實さをもつて居ることは斯道の爲め賀せざるを得ない。

此に蕪文を草し、その發刊を祝する次第である。

昭和十二年七月廿八日

田子 一民

自序

麻の思出は深い。

子供心の麻島に對した關心は今も猶忘れ難くないなつかしいもの、一つである。

今日日本服飾史の研究を思ひ立つてゐるがその上代史の一頁から出て來る服飾地としての麻に多分の興味を誘はれた。たまたま道友長谷川君と話し合ひ急いで『大麻の研究』第一輯を纏めることにした。

巻頭に米内、有馬、吉野各大臣閣下の御厚意を得た事、野州の大先輩奈良大將閣下の御揮毫を頂いた事、小生の郷里で平素非常な御世話を受けてゐる田子一民氏の序文や宇都宮高等農林學校校長山縣宇之吉氏の序文を頂く事が出来たのは私達にとつて無上の光榮とする所であつて謹んで深く感謝申上げる次第で御座います。

猶編述にあつては宇都宮高等農林學校田畑教授、栃木縣農務課の菊地理一氏から御援助御指導を頂きましたことを併記して御厚禮申上げます。

私達は今後とも研究を續けて行きたい所存です。

昭和十二年七月廿日

宇都宮の寓居にて

文壇上 新里 實三 識す

大麻の研究

目次

口繪及序文	
一、昭憲皇太后御歌……樞密顧問官陸軍大將 男爵 奈良武次閣下	一
一、題 字……………海軍大臣 海軍大將 米内光政閣下	一
一、題 字……………農林大臣 伯爵 有馬頼寧閣下	一
一、序 文……………商工大臣 吉野信次閣下	一
一、序 文……………前鐵道次官 田子一民閣下	一
一、序 文……………宇都宮高等農林學校長 山縣宇之吉閣下	一
第一章 總 論	
第一節 大麻の名稱……………	三
第二節 植物學的分類から見た大麻……………	三
第三節 農作物分類から見た大麻……………	四
第四節 纖維植物から見た大麻……………	五
第五節 衣服材料から見た大麻……………	七
第二章 名義及び字義	
第一節 麻に関する名義考……………	二
一、アサ 二、ヲ 三、ソ 四、ヲミ……………	二
第二節 麻に関する字義考……………	二
第三章 麻の産地とその變遷史	
第一節 原 産 地……………	七
第二節 奈良朝時代及び其の以前……………	八
第三節 平安朝時代……………	三
第四節 鎌倉室町時代……………	三
第五節 江戸時代……………	四
第六節 現 代……………	七
第四章 麻と思想	
第一節 神 事 と 麻……………	三
一、青和幣について……………	三
二、大麻 <small>アサ</small> について……………	三
三、大祓 <small>オホハラヒ</small> について……………	三
四、祝詞 <small>イハコト</small> に現はれた麻……………	三
第二節 佛 教 と 麻……………	三
一、維 摩 經……………	三
二、寶 積 經……………	三
三、智 度 論……………	三
四、妙法蓮華經……………	三
五、碧 巖 錄……………	三
六、無 門 關……………	三
第三節 支那思想と麻……………	三
第五章 麻と文學	
第一節 萬葉集に現はれた麻の歌……………	三
第二節 麻に関する枕詞……………	三
一、あさもよし 二、うちそを 三、みみをなす	三
四、さくらをの 五、にはにたつ 六、なつそひく	三
第三節 萬葉集以後に現はれた麻の歌……………	三
第四節 俳 句 と 麻……………	三
第五節 川 柳 と 麻……………	三
第六節 狂 歌 と 麻……………	三

第七節 狂言と麻……………	五
第六章 麻と民俗	
第一節 麻と 出 産……………	五
第二節 麻と 佛 事……………	五
第三節 麻と 女……………	五
第四節 麻と 子 供……………	六
第五節 麻と 傳 説……………	六
第六節 麻と 諺……………	六
第七節 麻と 姓 名……………	六
第八節 麻と紋所、模様……………	六
第九節 麻と 地 名……………	六
第十節 麻の 薬 用……………	六
一、麻仁酒 二、苧殻の黒焼 三、血の道妙薬 四、大麻仁 (緩和薬) 五、印度大麻草(麻酔飲料) 六、印度大麻丁幾	六
七、印度大麻越幾斯 八、麻酔薬 九、喘息薬 十、順風薬	六
第十一節 麻と 玩 具……………	六
一、蟲封じ犬張子 二、屋台土鈴と鯉魚土鈴	六
第十二節 麻と 民 謡……………	六
一、鹿沼音頭 二、嫁ぐ日近く 三、小室の小笹	六
四、柳の街	六
附、一、製紙と麻 二、支那書法と麻 三、支那料理と麻	六
四、燈火と麻 五、こぎんと菱刺	六
第七章 農作物としての麻	
第一節 大麻の植物學的性状……………	六
第二節 地 勢……………	六
第三節 土 質……………	六
第四節 品 種……………	六
一、赤木型 二、青木型 三、白木型	六
第五節 播種から調製まで……………	六
一、播 種……………	六
二、間 引……………	六
三、中耕及除草……………	六
四、收 穫……………	六
五、調 製……………	六
イ、湯浸し ロ、乾燥 ハ、洗滌 ニ、罨蒸 ホ、剥皮	六
ヘ、麻挽 其他古代祝詞の端持、滿洲に於ける製苧法等	六
第六節 前 後 作……………	六
第七節 病 蟲 害……………	六
一、鳥 害……………	六
二、蟲 害……………	六
(一) 夜盜蟲 (二) 麻の螟蛾 (三) 麻のみむし	六
(四) 麻の天牛 (五) 麻の蠶蟲 (六) 麻のほ、ぐろ	六
(七) 麻の象蟲	六
三、病 害……………	六
四、病害蟲驅除豫防組合格約……………	六
第八節 麻と 氣 象……………	六
一、風……………	六
二、霜 雪……………	六
三、雹……………	六
四、水 害……………	六
五、旱……………	六
第九節 麻と 肥 料……………	六

第八章 纖維工業品としての麻

第一節 纖維工業に於ける大麻の位置…………… 一〇一

第二節 麻と身體の關係…………… 一〇三

一、溫度吸收度 二、吸濕性 三、通氣度 四、保温作用

五、傳溫力

第三節 織 維…………… 一〇四

纖維素、切斷機、大麻軟線機、纖維關係の特許

第四節 麻 と 服 飾…………… 一〇六

一、麻飾 二、麻頭巾 三、麻暖簾 四、帷子 五、麻上下

六、麻衣 七、布衣 八、單 九、袴 十、帶 十一、麻鞋

十二、淨衣 十三、退紅 十四、白張 其他民服

第五節 麻 の 漂 白…………… 一〇八

第六節 麻 の 染 色…………… 一〇九

第七節 麻 の 用 途…………… 一一一

一、麻類需要と供給…………… 一一一

二、輸入麻類について…………… 一一二

三、麻類需要の割合…………… 一一三

四、内地産大麻…………… 一一三

五、栃木縣需要先と用途…………… 一一三

附 新用途、眞繩について、麻索について、滿洲麻の用途

第八節 副産物の効用…………… 一一五

一、根部及葉 二、苧粕 三、麻稈 四、麻種

第九章 野州麻の取引

第一節 野州麻の名稱別用途と品質の大略…………… 一二九

第二節 品 位…………… 一二九

第三節 結 束 及 荷 造…………… 一二九

第四節 市場及市日…………… 一二九

第五節 問屋及仲買人…………… 一三〇

第六節 賣 買 慣 習…………… 一三〇

第七節 大麻検査規制…………… 一三一

第八節 縣營検査成績…………… 一三七

第十章 結 論

第一節 平時に於ける内地の麻類需要高…………… 一三七

一、内地産麻と輸入麻の價格比較 二、野州麻の需要別

三、作付反別と收穫高 四、重要産地作付反別

第二節 大麻作の衰微…………… 一三九

附 朝鮮増殖計畫、滿洲麻の現在及將來、大麻收支計算表

第三節 大麻の代用品…………… 一四三

第四節 販賣上の難點…………… 一四三

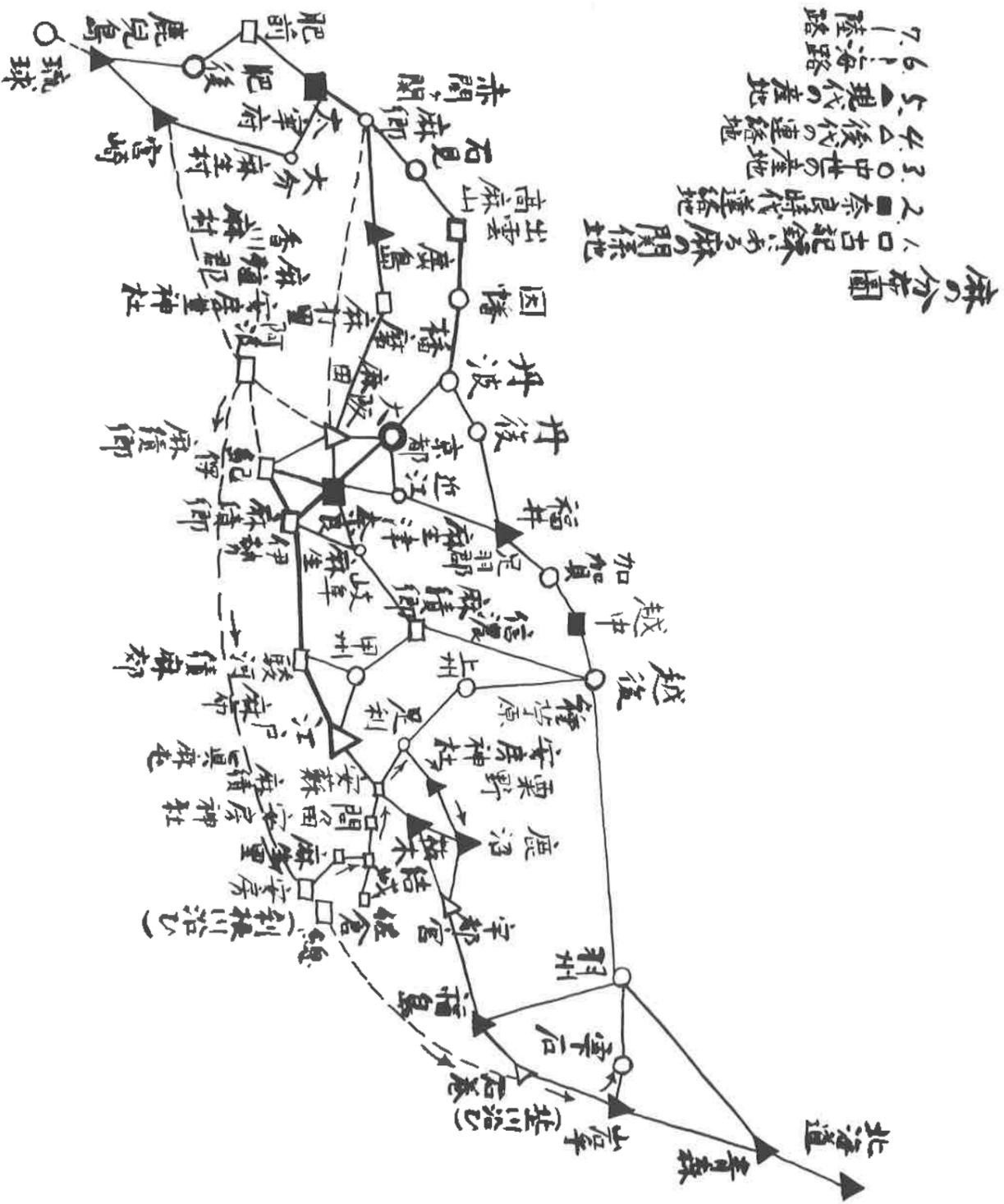
第五節 價格變動の實際…………… 一四四

第六節 價格維持の必要…………… 一四六

第七節 内地大麻の美質…………… 一四七

第八節 野州麻の傳統…………… 一四八

第九節 大麻の自給自足…………… 一四八



茲に新里實三君と共に『大麻の研究』を發刊する事を得た事は私の宿願の一であつて誠に欣快とする處であります。

今年一月新里君と一緒に上京し澁澤敬三先生等の民俗研究所に寄せて頂き種々この種の雑談中『大麻に関する研究書』の少ない事が話題となつたのでしたが其の歸途新里君と相互の研究を集録して刊行する事を語り合せ茲に第一期完成發表の域に達しました。録する處前半は主として新里君の研究、後半は主に私の蒐集したものであります。

殊に野州大麻の此地方に於ける地位及びその消長は直ちに以て農村經濟に偉大な影響を及ぼすもので本書は大麻に関する認識を一般に持つ一つのハンドブックともなれば發刊者の喜びとする處であります。

巻頭に掲げます奈良大将の御染筆を頂きました事は郷土の大先輩であり且つ大将の御誕生地が大麻の名産地上都賀郡南摩村であられるので閣下も麻の中からお生れになられた御因縁で御揮毫を御願ひ申上げた次第でございました。早速御承引頂いた事を深く感謝申し上げます。

米内、吉野、有馬各大臣閣下山縣、田子兩氏から題字又は序文を頂いた事は此の上ない光榮の至りで厚く厚く御禮申上ぐる次第でございます。

大麻の日本民族生活に緊密な關係のあつた事は本書に述べた通りでありますが大麻の將來性に就いては近時産業組合の發達と共に生産販賣方面に統制が強化されて参りましたので此が『活』となつて新販路の開拓と生産費の輸入麻類に對抗し得る程度に改善出来れば此地方農村經濟上に有利な展開を見られることと存じます。野州麻の生産工程には何等の機械文明の恩恵を加へられて居りませんが遺憾であります。イタリ一麻のやうに機械操作に依つて生産し得ぬ纖維の性質にもよるのですが天災に左右される點も多大であります。この點研究の餘地は相當にあるものと思はれます。若しか、る工程の操作に依つて生産され、ば現在の眞繩原料としての需要に適し得る否やも大問題であり種々なる方面の研究が必要とされる事とせう。

近年滿洲國の綿麻耕作は非常な増産計畫を樹て歐洲方面に迄進出され是が輸入にあつても野州麻の需要を蠶食しつつ、ある事も見逃せぬ有様で野州麻の將來も多事であると存じます。國策としては又別問題にもありませんが。

斯る折に本書が發刊されこの方面に関心を持つ人達に愛讀玩味されて日本民族性と深い因縁のある大麻に對する認識を新にし、是が生産發展上に資せられたなら望外の幸と存じます。

昭和十二年七月廿日

鹿沼餘修舎にて

長谷川 黙念 識す

昭和十二年九月十五日印刷
昭和十二年九月二十日發行

定 價 金 一 圓

著 者	新 里 實 三
著 者	黙 念 長 谷 川 榮 一 郎
發 行 所	長 谷 川 唯 一 郎 商 店 報 務 口 原 東 京 三 九 六 五 〇 番 郵 木 県 宇 部 市 旭 町 二 丁 目 三 四 三 三 三
發 行 所	秋 山 錦 次 郎 郵 木 県 宇 部 市 旭 町 二 丁 目 三 四 三 三 三
印 刷 所	三 共 社 印 刷 所 郵 木 県 宇 部 市 旭 町 二 丁 目 三 四 三 三 三 電 話 二 〇 六 五 〇 三 〇 〇 〇 一 番

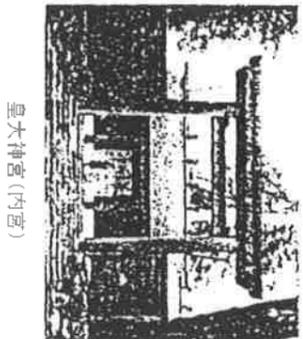
お正月を迎える

一 神宮大麻を氏神さまからお受けしましょう！
私たちの家庭では、昔から神さまをおまつりして毎朝夕、感謝のお祈りをささげました。総てのものがあらたまる新年を迎えるに当たり、新しくお受けした神宮大麻と氏神さまのお神札を神棚におまつりして、日々感謝のお祈りをささげましょう。

お神札の順位

お神札を横に並べておまつりするときは中央に神宮大麻、向うて右に氏神さまのお神札、左に祭歌される神社の順に並べます。ついで、皇室の御祖先神であり、私達の祖神である天照大神をおまつりし、「外宮」は、衣食住の守り神である豊受大神をおまつりしていただきます。

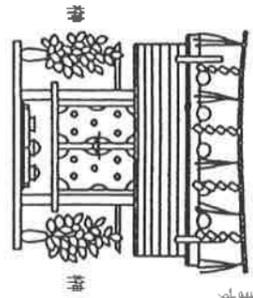
神宮



皇大神宮(内宮)

神棚のまつり方

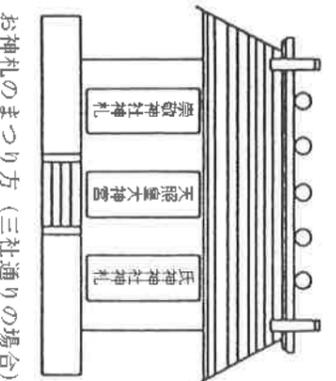
一般的には南または東向き、明るく清潔な高所に棚を作り、おまつりします。棚の中央に神棚を据へ、左右に樹を立て、神籬をお供えます。



お供え

神棚には毎日朝、お供え物をします。お供え物(神饌)は米塩、水で、米は二飯か洗米のお初、を毎朝お供えします。また御酒や、珍しい物四季の初物を得た時は、そのとお供えしましょう。

- 神前 (塩、米、水)
- 横一列のとき
- 縦二列のとき



お神札のまつり方(三社通りの場合)

古札の納め方

二年毎に御社殿をはじめ御装束、神字を新しく造り替へ、大神さまに新殿へお遷り戴くお祭りが式年遷宮です。古来の技術・文化を伝へ、日本へのいのちが永遠であるよう折られてきたこのお祭り、は第六十二回目を数え、平成五年十月に行われます。

お参りの仕方

お参りの作法は神社にお参りする時と同じで、三拝三拍手三拝です。朝夕にお参りしますが、お誕生日などのお祝いの時は、本人を中心にして家族で一緒に参りするのによいでしょう。

遷宮諸祭行事	平成五年八月	お白石持行事
	平成五年九月	杵築祭
	平成五年十月	後鎮祭
	平成五年十月	遷御祭
	平成五年十月	奉神祭
	平成五年十月	御神楽

◆お神札や神についてのお問合せは最寄りの氏神さまへ。

神宮司庁 伊勢市宇治館町一
本社本庁 東京港区谷代々木一・二
全国神社総代会

第一回アムステルダム・マリファナ解禁国際会議報告

だれがトリップしてはいけない
なんて決めたんでしょね



「アルコールやタバコ、コーヒーよりも、
もっと無害なマリファナをなぜ取締るのか？」
いま世界中で湧きあがる大麻解禁運動の波が
アムステルダムに集まり大きな渦となって爆発した。
世界初のマリファナ大会に日本代表として参加した法律家が、
各国の代表者（医者、弁護士、学者、詩人、音楽家、ジャーナリスト）と
接して得た貴重な体験をレポートする

丸井英弘（弁護士）

マリファナ裁判との出会いが
私をアムスに向かわせた

ポール・マッカーサー逮捕事件の余韻もまだおさまらぬ2月初旬、私はアムステルダムへ飛んだ。
2月8日から行われる「大麻の合法化をめざす第一回世界会議」に、日本代表として出席するためである。

大麻が、煙草やアルコールなどに較べてはるかに無害なものである、ということは国際的にも周知の事実となってきた。しかし、大麻を麻薬の一種として取扱い、厳しく規制する法律が世界各国で施行されていることもまた事実だ。多くの国々で大勢の人々が、こういった法律をなくし、大麻に市民権を与えるために活動している。これらの組織を国際化し、国連などの機関に働きかけよう、という目的で、1978年に「大麻解禁のための国際会議」(The International Cannabis Alliance for Reform 通称ICAR)が結成された。

今回の大会は、このICARが主催するもので、構成団体として加入しているアメリカ、カナダ、ニュージーランド、イギリス、イタリアをはじめ、全世界から10数カ国が参加して開かれた、初の世界大会なのである。

ところで、大会の内容をレポートする前に、なぜ私が日本代表として出席するにいたったか、その経緯を簡単に説明しておきたい。

1974年に弁護士を開業して以来、私は少数者の人権を守ることを信条に、労働、公安、住民運動、公害問題などの事件を主として活動してきた。その私が初めて大麻とかわりを持ったのは75年9月、大麻取締法違反で逮捕されたアメリカ青年の弁護を受け持ったからである。

その後、幾つかのマリファナ事件を扱い、世界各国における大麻に関する研究などの情報も入手し、また年に1度は海外に出て、その時に自分で体験もしてみ、私は日本の大麻取締法が現実に対応していない、悪法だと信ずるに

いたった。

そんな折に起きたのが、京都在住の芸術家、芥川耿氏のマリファナ裁判（77年）である。

自宅で大麻を栽培、吸飲していた氏が、「大麻取締法は憲法違反である」と逆に当局に噛みついて裁判闘争を行っている経過は、PLAYBOY誌も再三にわたり報道しているが、私は毎日新聞編集委員・関元氏を通じて芥川氏と知りあい、2回目の公判から、この事件の弁護人に加わることにした。

この法廷闘争を支援するために「クリアライト」という団体が組織され、「毎麻新聞」を発行するなど活発な解禁運動を行っているが、ICAR事務局は、この「クリアライト」に対して世界大会への招待状を送ってきたのだ。だから、本来は芥川氏らもツアーを組んで来るはずだったが、このような大会にツアーを組んで参加するなどもってのほか、と外務省が旅券発給を拒否、旅行業者などにも圧力をかけ、「大麻解禁ツアー」は中止になってしまった。

結局、世界19カ国、300人以上が参集した大会に、日本から正式参加できたのが私とカメラマンのふたりきりだった。ということは、やはり日本の「後進性」を証明したことになるだろう。

ともあれ、こういった日本の実情を訴えるためにアムステルダムへ赴いた私は、さっそく大会会場となる「コスモス」という名の建物に向かった。

「コスモス」——「宇宙」という名称がつけられた古びた石造りの建物は、市の中心街にある。本来はヨガや禅などの瞑想センターとして使われているが、この大会のために3日間、ICARが借り切ったのだ。

地下1階、地上3階の建物内部は天井が高く、分厚いじゅうたんが敷きつめられ、瞑想の場にふさわしい重厚落ち着いた雰囲気をももっていた。

1階は談話室、工作室、展示スペースなどがあり、大会の記者会見などはここで行われた。2階には、ヨガや禅などが行われる大集会場があり、総会に用いられた。3階は

小さな集会場があり、医学、法律問題などの分科会に使われた。地下には自然食中心の食堂（日本のミソ、ハシなども使われていた）やコーヒー・ショップ、売店、さらに「男女混浴」のサウナ室まで備えつけられている。

ちなみに、この「コスモス」はアムステルダム市内にあるマリファナのフリー・スペース3ヶ所のうちの1ヶ所である。

オランダは「大麻先進国」の中でも最も規制の緩い国であり、29グラム以下のマリファナを所持していても罰せられない。しかし、まったく野放しというわけではなく、「コスモス」のような「マリファナ解放区」を当局が黙認した形になっているのだ。

だから、当然ながら建物の中にはマリファナの煙がただよって、大会の議事進行も、思い思いにマリファナを吸いながらやる、といった具合だ。その雰囲気はゆったりと落ち着き、きわめて友好的な連帯感をももたせていた。このような大会を行うには、まさにぴったりの場所と言って

	ヒックリン博士 (ジャマイカ)
	リチャードM・ エバンス弁護士 (アメリカ)
	ミクリア博士 (日系2世)
	バーバラ・フライ (ジャマイカ)
	ウィリアム・ディーン (NORML)
	ウィリアム・ノバック
	フリー・ジャーナリスト (アメリカ)

いだろ。

私は特定のフリー・スペースを設定して、そこをマリファナ愛好者たちに使用させる、というアムステルダム方式を知り、日本でも全面的解禁はすぐにできないとしても、若者たちが集まる場所とてあえず使用を認めてみたらどうだろうかと思う。

ポール・マツカートニー事件で ジャーナリストから質問攻め

大会は2月8日正午より、2階集会場で始められた。

基調報告を行ったICCAR事務局の発表によると、参加したのは、アメリカ、イギリス、カナダ、イタリア、西ドイツ、ベルギー、オランダ、アイスランド、デンマーク、ニュージーランド、オーストラリア、フランス、スイス、スウェーデン、スペイン、ポーランド、ジャマイカ、コロンビア、それに日本の19カ国だ。総数では300名をこえる。

もちろん、1カ国から幾つもの団体が参加している国もある。アメリカなどは、大会事務を担当したNORML(大麻解禁全国組織)の他に、大麻使用を認めさせる直接行動団体CAMPやアメリカン・ハーヴェスト・コミッティ、アメリカン・カンナビス・ソサエティなどからも代表がやってきていた。出席者の職業もさまざまで、医者、弁護士、学者、ジャーナリスト、音楽家から詩人までいるという多彩さ。女性も多く、ほぼ4割を占めていた。

私は2日目の国際弁護セミナー、3日目の総会で発言することになっていたので、1日目はわりとフリーな時間が多く、大会と併行して行われる各種分科会や、あちこちのスペースで行われている雑談的な集まりに顔を出して、積極的に各国の実情を知ろうと務めた。

私と同様、他の人々も自由に各会場に入ったり、各国の出版物や資料を展示即売しているスペースをのぞいたり、食堂やコーヒーショップなどでダベっている。国際会

議につきものの、あらたまった堅苦しい雰囲気などどこにもない。集まっている人間が、みんな大麻解禁という共通の目的があり、マリファナを愛している人々だから、ふたことみこと言葉を交わしただけで、もう10年来的友人のように親しくなってしまう。「マリファナとはまさに人と人とをジョイント(結合)させるものなんだなあ」と、つくづく感心したものだ。

私はアジア地域でただひとつの参加国、日本から来ているということ、例のポール・マツカートニー事件が世界を騒がせた直後だったことから、各国の参加者、特にジャーナリストたちからインタビューを求められた。

「日本の当局は、なぜポールを起訴しなかったのだろうか?」と聞いてきたのは、イギリスの音楽雑誌「ニュー・ミュージカル・エクスプレス」の20代の男性記者だ。

「通常の場合、持ち込んだマリファナの量からして起訴されて当然の事件だ。しかし、日本の当局もマリファナ有言論について自信を持っていない。起訴して問題を大きくするより、見せしめの効果を残して不起訴にしたのだろう」と私は答えた。同様の質問がイギリスの新聞「ガーディアン」紙の記者、フランスの「ル・マタン」紙記者などから浴びせられた。

「要するに、日本は工業的に先進国かもしれないけど、文化の面ではまだまだ後進性が残っているということだね」と言うと、イギリスのジャーナリストたちは「日本の政府も判らず屋だけど、われわれの政府もひどいもんさ」と、自国の実情を教えてくれた。

それによると、イギリスでは1年間に1万人以上もの人が大麻所持の罪で逮捕されているという。(日本の逮捕者は年に千人程度)イギリス全体で約5パーセント、約200万人が週1回程度吸っている、といわれ、逮捕者も非常に多い。だからいまや、大麻で逮捕されるなんて日常茶飯事のことになってしまったらしい。

私にこう語ってくれた。

「スイスでは、30年前はコーヒーを飲むと逮捕されていました。昔のコーヒーが今のマリファナですよ」

アメリカではすでに解禁後の 利益還元措置が討議されている

かつて芥川秋氏は、自らが裁かれる法廷でこう述べたものだ。

「そもそも大麻と麻薬というものが、世間一般ではゴッチャにされている傾向がありますが、大麻の麻と麻薬の麻が、たまたま同じ字なので、ほな、まあまあこのへんできいか、ということでは困ります。(傍聴席爆笑)大麻の麻は純然たるアサで、麻薬の麻は麻酔とか麻痺の麻です。そこをはっきりさしてほしいおすな」

そうなのだ。大麻にとって最大の悲劇は、それが麻薬の一種なのだ誤解されたところにある。麻薬とは人間にとって有害なものである。したがって、必然的に大麻も有害なものである、という神話が生じた。その具体的な根拠とは、①身体的依存性(中毒性)がある。②精神的依存性がある。③耐性上昇がある。(使用量がふえる)。④より有害な薬物への踏み石になる。⑤精神異常をきたす。⑥兇暴になる。⑦奇形児が生まれる。⑧慢性の使用者はやる気をなくす……、などである。

その結果、1961年に作られた国際条約「麻薬に関する単一条約」(SND)では、大麻はあへんやへロインと同等に扱われてしまった(ICARが創設された目的のひとつは、単一条約から大麻を除外させようということである)。おかげで、いまだに世界各国で大麻は目の敵にされているのだ。

近年、多くの研究機関による大麻の研究は、次々にこれらの「有害神話」を打ち砕いていった。

今回の世界大会でも、ジャマイカの精神科医師フレック

もちろん「これは国家の暴力だ」という声がわか者たちの間からわき起こり、1978年に発足したLCC(大麻合法化運動)は、当初数千人の会員しかいなかったのに、いまは数千人の組織にふくれあがっている。フランスの「ル・マタン」紙記者、ジャン・イブ・ウーシェ氏もこうボヤいていた。

「わが国は19世紀には大麻クラブなどがあって、ランボーなどもけっこう吸っていたのに、いまは法律が厳しくて、アングラグラウンドでしかやれない。解禁運動の組織化さえ進まない状態なんだ」

中には、日本について間違った情報を信じている人もいる。国際的交流の場で正確な事実を知らせることが大切だということも、痛切に思った。たとえばスウェーデンのフリー・ジャーナリスト、クラス・ハイベル氏の質問。

「日本では覚醒剤に関する社会問題がなくなった、とスウェーデンではいわれているが、本当かい?」

「とんでもない。日本では覚醒剤の方が重大な社会問題になってきている。逮捕者も大麻の10倍は多い」と、厚生省資料を見せてやったら納得した顔を写真に撮っていった。「さうだろうなあ。北欧でも最近では覚醒剤が問題になってきている。そのとばかりを受けて大麻の取締りも厳しくなってきたので弱っているよ。今までは個人的に吸うぶんはなんでもなかったのだが……」

ベルギーでは、大麻を使用していると、他の覚醒剤などのドラッグを使用しているとみなされ、かなり重い判決を受けるという。実際、20グラムを所持していた男が、初犯で実刑判決を受けたという例がある。

本来、大麻は覚醒剤のようなドラッグとは対照的なものだ。それなのに覚醒剤と一緒にされるなどというのは、当局がいかに無知であり偏見にみちているか、ということだろう。

いみじくも、スイス人のアルチュエロ・ネイル氏は

ド・ヒックリン博士が、「ジャマイカでは何百年も前から住民がマリファナを吸っているが、顕著な害は認められない」と報告したし、薬物学者で「マリファナの医学的研究」という著書を書いたトッド・H・ミクリア博士(日系二世)が、過去から現在にいたるマリファナの医学的研究成果をまとめ、「大麻にはアルコロールやニコチンのような身体的依存性がなく、公共の安全や健康をおびやかすような有害性もない。これはすでに科学的な常識なのだ」と断言している。

また、私たちが聞いている芥川氏の裁判でも、昨年、マリファナ研究の第一人者として知られるアンドルー・T・ワイル氏(ハーバード大学研究員、アリゾナ大学助教授)が弁護側の証人として出廷、「マリファナが無害であるということ、アメリカ政府の研究でも判明している。法律的に許されているアルコロール、コーヒー、煙草などよりも、マリファナの方がずっと安全なのです」と証言してくれて、検察側の有害説を粉砕してしまった。

こういう医学的成果をふまえ、いち早くマリファナの解禁、非犯罪化に踏みきったのはアメリカであろう。カーター大統領は1977年の連邦議会に対する大統領教書の中で大麻規制についての非犯罪化を提唱し、「薬物の所持、使用に対する処罰は、その薬物が使用する個人に与えるより大きな害を与えてはならない」と、大麻規制のゆき過ぎを改める姿勢を打ち出した。

現在、アメリカではカリフォルニア、オレゴン、アラスカ、メイン、コロラド、オハイオ、ミネソタ、ミシシッピ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ネブラスカの各州が非犯罪化を推進し、少量の大麻所持については交通反則金程度の過料ですませ、刑事罰を問わないことにしている。

特にアラスカでは、75年に州の最高裁が、「成人は自宅で大麻を所持したり使用したりする権利を憲法で保障されている」と判断したため、ここでは栽培することも許されて



コスモスの1階ホール

理由はまったく不明確なままであった。1963年当時はヘロインの濫用が社会的に問題になっており、その対策のために麻薬取締法の罰金強化がなされたのであるが、この措置に便乗して、何ら合理的理由も必要性もないままに大麻取締法の罰則も強化されてしまったのである。

「いずれにせよ、立法の目的および根拠が不明確で、しかも罰則のみが厳しいこのような法律は憲法に違反しており、当然廃止されなければならない。」

このように結んで、私は日本の大麻規制の実情を世界に訴えたのである。

大麻Ⅱ陶酔Ⅱ平和というハッピーな図式が欧米には定着している

アムステルダムは夜は長い。この季節、本当に明るくなるのは朝の9時ごろで、夕方は4時半ごろから暗くなる。しかし、「コスモス」では真夜中まで煌々と照明がつけられていた。会議が終了後も参加者は帰らずに、あちこちでフリーマーケットの花を咲かせているからだ。その後はホテルのバーなどに場所を移して、各国の若者たちとの交流が行われた。私も、こういう自由な語り合いに参加し、何人もの友人ができた。

芸術家たちも自分の信念を作品に託して発表した。オランダの詩人シモン・ピンケヌーグさんは、「コスモス」のホールで、「我々は何でも自由にやるべきだ」という内容の詩を朗読して喝采を浴びていた。

2月9日の夜10時からは、この世界大会を記念したコンサートが開かれた。

会場は、やはりマリファナのフリー・スペースである「パラティン」という建物。2千人ほどの収容できるような客席は満員になった。ここではマリファナも販売されていて、聴衆はゆったりとマリファナを吸いながら音楽を楽しんでいる。

このうち、大麻取締法に規定されているカンナビス・サティバ・エルは、1753年にリンネによって命名された。リンネが命名したこの植物は、北ヨーロッパに生育する麻で、茎の高さは5〜18フィートに伸び、枝は多くなく、葉は向いあつてつく傾向があり、その形は狭い。タネは他の2種に比べ最も大きく、5ミリ以上の長さをもつたものもある。

現在、捜査当局や裁判所は、ある物質が向精神作用を持っているTHCを含んでいるものを大麻として規制している。しかし現行の法に従えば、捜査当局はこの大麻がカンナビス・サティバ・エルと呼ばれる種でありTHCを含む物質も、カンナビス・サティバ・エルから抽出されたものであることを立証しなければならない。つまり、マリファナを持っていたからといって、そのマリファナがカンナビス・インデイカやカンナビス・ルーデイリスならば法の規制はできないことになるのだ。

「同じマリファナなら名前が少し違ってもいいじゃないか」という議論は通用しない。なぜなら大麻取締法は市民に刑罰を与える刑事法規であるから、憲法31条の適正手続が罪刑法定主義の原則を持ち出すまでもなく、厳格に行われなければならない。類推解釈、拡張解釈が許されないものであるからだ。もちろん、カンナビス属の3つの種が発見、命

朝の4時まで続けられたこのコンサートには、ロックなど数グループが出演したが、ハイライトはイギリスからやってきたアレクシス・コーナーのグループであった。日本でこそあまり馴染みはないものの、イギリスにおけるロックの草分け的存在で、ビートルズやローリング・ストーンズにも彼の影響を受けていると言われる。ヨーロッパ音楽界の大立物である。マリファナ歴も古く、もう何十年もやっているという50年配のミュージシャンは会議にも出席していたが、静かな雰囲気とノールな気品を漂わせる人物であった。彼はこの夜、1時間ほど熱気のもつた演奏をくり広げ、若者たちの支持を受けていた。

こういった芸術家たちの積極的な文化活動が、西欧諸国における大麻解禁を推しすすめる重要な核になっていることを、私は今度の大会に参加して痛感させられた。若者たちに多大な影響を与える芸術家たちが堂々とマリファナの素晴らしさを訴えるならば、そこには「犯罪や墮落」という概念がつけ入る余地はない。そういう勇気ある芸術家が少ない日本では、井上陽水事件に代表されるような「大麻Ⅱ麻薬Ⅱ頹廢」という暗い図式でしか捉えられない。大麻Ⅱ陶酔Ⅱ平和という、ハッピーな図式が根付いていないのは、悲しいことである。

2月10日、大会最終日には全体会議がもたれた。ICARから招待状をもらった各国の代表が出席し、この大会の目的と意義を確認して次のような議決を採択した。

- ①各国の大麻規制の元兇となっている1961年の国際麻薬単一条約から大麻を除外せよ。
- ②各国の大麻解禁運動の国際的な交流を図る。
- ③大麻の自由な使用をめざし、国籍、団体を問わず参加して、国連に働きかけよう。
- ④大麻を使用したために拘束されている人々の自由を回復するとともに、受刑者の国際的移動の自由、外国で逮捕されている人の本国送還をすすめてよ。

名されたのは、大麻取締法が制定された1948年以前のことである。

実は、この分類学上の問題はアメリカではすでにとりあげられている。そのひとつが、1974年3月19日、コロンビア特別区上級裁判所で判決が出された「コリアー事件」である。

裁判所は「刑事制裁における立法の不備は立法府によってのみ修正されなければならない。裁判所は拡張解釈をしてはいけない。マリファナ所持を規制したコロンビア州の法律は、カンナビス・サティバ・エルのみ適用されるのであるから、国は押収したマリファナの種が合理的な疑いを越えて、カンナビス・サティバ・エルであることを立証しなければならない」として、無罪判決を言い渡しているのだ。

また、1974年11月には、ウイスコンシン州西部地区裁判所も、同様の判決を出している。つまり「国はそのマリファナがカンナビス・サティバ・エル以外のものでないということが立証できないかぎり、裁判所は被告人に制裁を課せない」というものである。

日本の場合も、これとまったく同じケースなのだ。もしTHCが人工合成された場合も、この大麻取締法ではまったく規制できないという不備は以前から指摘されていたが、大麻草をカンナビス・サティバ・エルとみ規定している致命的な弱点が、とうとう暴露されてしまったのだ。

私は芥川氏の公判で、この事実を検察側につきつめてい

同時に、世界の大麻刑事被告人に自由を！というスロガンを採択した。

また、今回の第1回世界大会が盛況だったことから、来年にも第2回大会を開くことが合意された。場所は未定だが、大麻解禁が最も進んでいる国として、イタリアあたりになりそうな気配である。

——こうして、有意義な討論、意見を交流させた3日間の世界大会は幕を閉じたわけだが、私にとって嬉しかったのは、本来、私と共にクリアライトを代表して出席するはずの芥川氏が政府から旅券の発給を拒否されてしまったほか、参加者のツアーを企画した旅行業者に圧力をかけたなど、日本政府当局の不正な権力行使に、各国の参加者が非常に高い関心を払ってくれたことである。

「大会参加者の旅券発行を拒否するなどもつてのほかだ。各国で日本政府に抗議しよう！」という声が高まり、それぞれの団体が個別に自国の日本大使館などに抗議行動をしてくれたり、マスコミに訴えることを約束してくれた。

意識の変化・拡大欲求をなぜ「お上」は嫌うのか

さらに、法律家として日本での法廷闘争にたずさわっている私は、今回の大会に参加したことがきっかけで、これから調べてゆくうえできわめて重要な発見をすることができた。

それはアメリカにおける大麻事件の判決を検討している時、まるで啓示のように、私の心の中にとびこんできた。

まず現行の大麻取締法をよく読んでほしい。

第1条「大麻の定義」には、はっきりと、「この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう」と明記されている。

ところで、麻は植物学上の分類によれば、属（genus）がカンナビスと呼ばれ、種（species）として、少なくともいくつかの種がある。検察側が立証できなければ、芥川氏はこの法律で裁かれる必要などまったくないということになる。検察側はこの難問をどうやって解決するだろうか。

——思えば、この法律があるために、今までどれほど多くの人々が泣いてきたことであろうか。

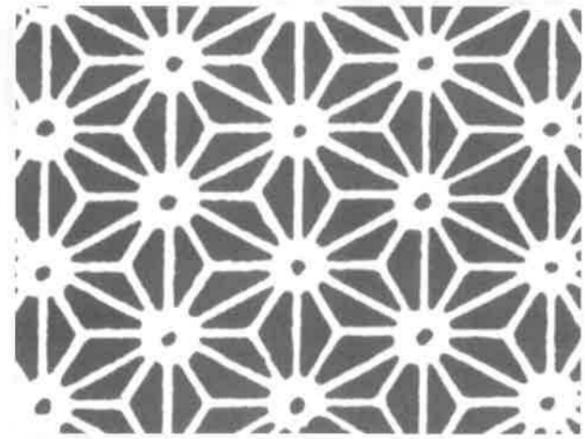
「大麻Ⅱ麻薬Ⅱ暴力団Ⅱ覚醒剤Ⅱ犯罪」という偏見が培われたのも、この法律のせいである。実際には、酒やタバコやコーヒーなどよりも害がないのに、逮捕されると「麻薬を使っていたひどい奴だ」と社会的糾弾を受けるのだ。職を失うのはもとより、一家離散や自殺にまで追いこまれることも珍しくない。

マリファナ研究の第一人者、アンドルー・T・ウィル氏が言っているように、そもそも人間とは、意識を変化させたり拡大させたがる生き物である。芸術にしろ宗教にしろ、人間の文化的な創造活動は、すべてこの欲求に端を発している。この欲求を押さへこむというのは、人間らしく生きるな、ということである。

酒を飲み続ければアル中になり、体をこわす。タバコを大量に吸えばガンになる。コーヒーは胃をこわすだろう。それよりもっと無害で、精神に対して有益な作用をもたらす大麻を、国家はなぜ取締まる必要があるのか。

こんな法律はやめさせようではないか。





日本古来の“麻の葉模様”

あとがき

*大麻とは、縄文時代から人類に親しまれてきた麻のことであり、第二次大戦前には日本人の精神的なシンボルとされてきたものです。今でも神社のお札は、大麻と言われ、伊勢神宮では天照大神の御印とされています。このように大切な大麻を占領政策として規制するために、1948年に大麻取締法が制定されました。大麻の規制は、人間にとって最も大切な精神の自由を規制し、大麻の持つ医学的・環境的有用性を否定するものです。占領政策の見直しとは、軍事基地の撤去と大麻取締法の廃止であると考えます。

丸井英弘

* * *

大麻とは何か？ 大麻取締法を問う

一九九六年九月二十日 初版発行

著者 弁護士 丸井英弘

水墨画 福井福山人・福井雲

編集者 針生展彰

発行・監修 武蔵野共同法律事務所

〒185 東京都国分寺市南町三二一八―八

制作・販売 有限会社 光生

〒206 東京都多摩市関戸二丁四六

TEL・FAX 031539410160

定価 三六〇〇円(税込)